

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和5年那智勝浦町議会第2回定例会)

令和5年5月26日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	5
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第2号 専決処分(那智勝浦町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	9
日程第5	報告第3号 専決処分(那智勝浦町税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	10
日程第6	報告第4号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	13
日程第7	報告第5号 専決処分(那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	14
日程第8	報告第6号 専決処分(令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号))した事件の承認について	15
日程第9	報告第7号 専決処分(令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	33
日程第10	報告第8号 専決処分(令和4年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	36
日程第11	報告第9号 専決処分(令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第3号))した事件の承認について	38
日程第12	報告第10号 専決処分(令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号))した事件の承認について	40
日程第13	報告第11号 令和4年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	42
日程第14	報告第12号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について	43
日程第15	報告第13号 専決処分(令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号))した事件の承認について	43
日程第16	報告第14号 専決処分(令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算(第2号))した事件の承認について	46
日程第17	報告第15号 専決処分(財産の無償譲渡について)した事件の承認につ	

		いて……………	49
日程第18	議案第34号	那智勝浦町水道料金審議会条例……………	51
日程第19	議案第35号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例……………	54
日程第20	議案第36号	那智勝浦町税条例の一部を改正する条例……………	57
日程第21	議案第37号	那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例……………	58
日程第22	議案第38号	那智勝浦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例……………	59
日程第23	議案第39号	那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	60
日程第24	議案第40号	那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	62
日程第25	議案第41号	那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	63
日程第26	議案第42号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例……………	65
日程第27	議案第43号	令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）……………	66
日程第28	議案第44号	令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	79
日程第29	議案第45号	町道の路線一部廃止について……………	80
日程第30	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について……………	81
日程第31	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について……………	81

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町長	堀順一郎	副町長	瀧本雄之
教育長	岡田秀洋	参事（総務課長）	塩崎圭祐
総務課防災対策室長	増田晋	税務課長	中村崇
住民課長	太田貴郎	福祉課長	仲紀彦
こども未来課長	竹原大二	観光企画課長	吉中秀郎
農林水産課長	村井弘和	建設課長	楠本定
会計管理者	榎本直子	消防長	湯川辰也

教育次長 田中逸雄

水道課長 村上茂

病院事務長 寺本齊弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺本尚史

事務局主任 上仲映豪

事務局主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和5年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

〔会計管理者、税務課長、住民課長、病院事務長、福祉課長、こども未来課長、農林水産課長、総務課防災対策室長〕

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 次に、4月1日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君）

〔事務局職員の紹介〕

どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時32分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5番藤社和美君、6番金嶋弘幸君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番中岩君。

○議会運営委員長（中岩和子君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただきます。

去る5月19日、委員会を開催いたしました。

本定例会に付議すべき事件は、報告が14件、議案が12件、諮問が2件、合計28件となっております。

会期は、本日5月26日から6月2日まで8日間を予定しております。

それでは、別紙議事予定表を御覧くださいませ。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案につきましては、2件予定しているとのことでございます。

今期最後の議会定例会でございますが、どうか最後までよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月2日までの8日間  
したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から6月2日までの8日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和5年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の関係について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、5月8日から新型コロナウイルス感染症の取扱いについては、法律上、季節性インフルエンザと同じ第5類感染症に移行いたしました。感染症対策は個人の判断に委ねられるほか、幅広い医療機関での患者の受入れを目指すなど、3年余り続いた国のコロナ対策は大きな節目を迎えております。

このような中、本年度のワクチン接種につきましては、高齢者及び基礎疾患を有する方は2回の接種、それ以外の方は1回の接種を引き続き国の負担により実施してまいります。まずは、5月24日から高齢者の方の1回目の接種を開始したところでございます。

新型コロナウイルスが完全に終息したわけではございませんので、手洗いや換気なども含め皆様方には感染症対策を引き続きお願いを申し上げる次第でございます。

町立温泉病院では、面会制限や救急来院患者のPCR検査等の一部緩和を行いました。来院時のマスクの着用や手指消毒の励行、入院時のPCR検査などを引き続き実施をし、院内での感染拡大防止に引き続き取り組んでまいります。

また、地域での感染者の入院に備え、引き続き新型コロナウイルス感染症対応病床を確保し、受入れ体制を継続してまいります。

次に、観光関係の報告でございます。

今年のゴールデンウィークは、新型コロナウイルス感染症対策で屋内のマスク着用が原則不要になるなど生活面の制約が緩和されたこと、旅行機運が高まったことにより、本町を訪れた観光客は宿泊、日帰りともに増加をし、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の水準に向けて順調に回復してきていると言えます。

また、花火大会につきましては、4年ぶりに那智湾での実施が決定いたしました。今回は台船を使用せずに那智漁港の突堤からの花火の打ち上げとし、見応えのある大会にしていきたいと考えているところでございます。

また、昨年実施し好評でありました勝浦湾での花火につきましても、今年度も実施をしてまいりたいと考えてございます。

次に、脱炭素に向けての取組について御報告いたします。

ゼロカーボンシティの実現に向け、プロジェクトチームにより事業検討を進めてまいりましたが、このたび是那智勝浦町2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた重点対策加速化事業が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金——これは重点対策加速化事業というものでございますが——に選定をされました。

今後、国の支援を活用し、町全体での再生可能エネルギー導入拡大などに向けて取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、教育関係です。

新型コロナウイルス感染症に加え、長引く物価高騰により疲弊している子ども・子育て世帯への家計支援とともに子ども・子育て支援の一層の充実を図り、子供たちの健やかな成長を応援することを目的とし、このたび小・中学校における給食費の無償化を実施するべく補正予算の計上を行ったところでございます。

開始時期につきましては、2学期からの実施としているところでございます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要説明に当たり、初めに令和5年度補正予算による経済対策・家計支援の事業について御説明申し上げます。

長く続いたコロナ禍から解放され、これから日常の生活を取り戻さなければならない中では

ありますが、長引くエネルギー価格の高騰や物価高騰の波が収まらず、地域経済は引き続き大変厳しい状況が続く見込みでございます。

町といたしましては、国の臨時交付金を活用し、補正予算により経済対策・家計支援を実施してまいります。

まず、経済対策事業でございます。

誘客対策である宿泊クーポン助成事業を今年度も実施いたしたいと考えてございます。多くのお客様にお越しいただき、商品券も併せて発行し、町内での買物等消費の促進を図るべく事業を展開してまいります。

また、観光バス助成金事業につきましても、旅行会社が団体旅行として商品造成していただきやすい環境を整備することで誘客の促進を図ってまいります。

家計支援といたしましては、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援として、昨年引き続き非課税世帯と家計急変世帯に対し1世帯3万円を給付する生活支援臨時特別給付金事業を実施いたします。

また、先ほど申し上げましたように小・中学校における給食費の無償化も行ってまいります。

以上のような事業の補正予算を計上してございます。

本議会に提案しております議件は28件でございます。報告が14件、条例改正が8件、条例制定が1件、補正予算が2件、町道の路線一部廃止が1件、諮問が2件でございます。

報告第2号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類になることから、本条例により防疫等作業手当の特例を廃止するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することになり、再度同様の手当が必要となった際、条例改正を経ず支給することができるよう改正を行ったものの専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第3号は、税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の改正に伴う各種手続に用いる様式の新設や各種特例の延長、廃止等の改正で、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第4号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の改正に伴う賦課限度額の引上げや減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどの改正で、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第5号は、那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、那智駅交流センターの敷地内に設置されていた電気自動車急速充電器を譲渡することに伴い、本条例から当該充電器と使用料に関する文言を削除する改正を行ったものの専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第6号から報告第10号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、介護保険事業費特別会計及び町立温泉病院事業会計に係る令和4年度補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による調整が主なものとなって

ございます。

報告第11号の一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和5年度へ繰越ししました子育て世帯応援給付金事業をはじめとする7事業につきまして、地方自治法施行令の規定により議会に報告するものでございます。

報告第12号の水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和5年度へ繰り越しました甫子浦配水池テレメータ装置修繕事業につきまして、地方公営企業法の規定により議会に報告するものでございます。

報告第13号は、令和5年度一般会計において新型コロナウイルスワクチン接種事業費を補正したことについて専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第14号は、令和5年度一般会計において、児童を養育する世帯に対し、児童1人につき5万円を支給する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費を補正したことについて専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第15号の財産の無償譲渡につきましては、那智駅交流センター敷地内に設置しておりました電気自動車急速充電器を無償譲渡したことについて専決処分の承認をお願いするものでございます。

議案第34号水道料金審議会条例につきましては、水道事業の適正運営に資する料金体系を検討するため審議会を設置いたしたく条例を制定するものでございます。

議案第35号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、産業医と水道料金審議会委員を追加する改正を行うものでございます。

議案第36号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い、特定小型原動機付自転車の税率区分を変更する改正を行うものでございます。

議案第37号介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方が、やむを得ない理由により令和5年度に令和4年度分の保険料が賦課された際に減免が適用されるよう改正するものでございます。

議案第38号子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条ずれを整理する改正等を行うものでございます。

議案第39号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、民法等で懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、本条例の懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定を削除する改正や、省令の改正に伴い、自動車送迎での安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものでございます。

議案第40号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、同じく本条例の懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定を削除する改正や、法の制定に伴う引用条項の整理や語句の変更などの改正を行うものでございます。

議案第41号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い、自動車送迎での安全管理の徹底に係る規定を加

える改正を行うものでございます。

議案第42号火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い、急速充電設備について所要の改正を行うものでございます。

議案第43号は令和5年度一般会計補正予算であり、主なものとしたしましては先ほど申し上げた臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等に3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費、宿泊クーポン助成事業費、観光バス助成金事業費、小・中学校の給食費無償化事業費ほか勝浦湾花火打ち上げ事業費などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算それぞれ2億2,640万2,000円を追加し、予算総額97億5,057万円とするものでございます。

議案第44号は令和5年度水道事業会計に係る補正予算であり、水道料金審議会の立上げに伴い、委員報酬や費用弁償の補正をお願いするものでございます。

議案第45号町道の路線一部廃止についてにつきましては、和歌山県が整備をしたサイクリングロード県道太地新宮自転車道線のうち、二河地内で県道と町道が重複していることから、その重複部分を廃止するものでございます。

諮問第1号及び第2号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました28件の概要であります。その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議いただき御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第2号専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和5年5月8日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第16号）の一部を改正する条例でございます。

関係資料の新旧対照表を御覧願います。

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う特殊勤務手当につきましては、人事院規則に準じ新型コロナウイルス感染症対策のための緊急措置に係る作業に従事した場合に、特例として防疫作業手当を支給するため、令和2年4月1日から適用するよう改めたところでございます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症につきましては感染法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものと正式決定したことから改正したものでございます。

新旧対照表右側、改正前の附則第4項から第8項の新型コロナウイルス感染症関連の規定について削除いたします。

左側の改正後のところで、新たに人事院規則に準じ、第4項として今後、今回の新型コロナウイルス感染症のようなケースが発生した場合に防疫作業手当が支給できるよう定めるものでございます。

また、第5項でその手当の限度額を定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認 について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、報告第3号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。報告第3号専決処分（那智

勝浦町税条例の一部を改正する条例) した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和5年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては専決処分書の次に新旧対照表及び関係資料をお配りさせていただいております。

説明は関係資料でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例(昭和43年条例第1号)の一部を改正する。

資料中、線で囲んだ枠内には改正理由を記載しております。

上から4つの枠内について、第46条は給与所得に係る特別徴収税額の納入義務等を定めるもの。第48条、第50条は、それぞれ法人の町民税の申告納付、法人の町民税に係る不足税額の納付を定めるもの。第98条、第101条は、それぞれたばこ税の申告納付、たばこ税に係る不足税額等の納付手続を定めるもので、これらの改正につきましては法改正に伴い、納付書の様式の規定を地方税統一QRコード(eL-QR)対応様式に変更、または様式を追加し、併せて字句の整備を行う改正であります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定めるもので、法改正に伴い、適用期限を3年延長する改正であります。

附則第10条は、読替規定を定めるもので、法改正に伴い、「第64条」を削除する字句の整備を行うものであります。

次のページ、2ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を定めるもので、法改正に伴い、第3項から第25項は項ずれの整備を行うもの、第27項は大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の割合を定めるものであります。

次のページ、3ページをお願いいたします。

上の枠内、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めるもので、法改正に伴い、第12項は大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について定めるもの、第13項は項ずれの整備を行うものであります。

続きまして、下の枠内、附則第10条の4、それから次のページ、4ページをお願いいたします。上の枠内、附則第10条の5、こちらにつきましては、それぞれ平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を定めるもので、これらの改正につきましては法改正に伴い、対象期間を延長する改正であります。

また、附則第10条の6は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告を定めるもので、法改正に伴い、条文を追加するものであります。

続きまして、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税を定めるもので、法改正により地方税法附則第29条の8の2（環境性能割の臨時的軽減措置）が終了に伴い削除されることに併せて条文を削除するもの、それに伴う15条の2の2を15条の2と改めるものであります。

次のページ、5ページをお願いいたします。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定めるもので、法改正により地方税法附則第29条の18第3項（環境性能割の臨時的軽減措置・税率を100分の2から100分の1に軽減するもの）が削除されることに伴い、条文を削除するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例を定めるもので、法改正に伴い、第1項は項ずれの整備を行うもの。第2項は、三輪以上の軽自動車税のうち、電気軽自動車・天然ガス軽自動車に係るグリーン化特例を令和8年度分まで延長することに対応するもの。改正前の第3項及び第4項は、適用期限終了により削除するもの。改正前の第5項及び第6項は、第2項の規定に含まれるため削除するもの。第3項は、営業用の乗用の三輪以上のガソリン軽自動車に係るグリーン化特例を令和5年度分までから令和8年度分までに延長することに対応するもの。第4項は、第3項の規定の適用を受けるものを除く営業用の乗用の三輪以上のガソリン軽自動車に係るグリーン化特例を令和5年度分から令和7年度分までに延長することに対応するものであります。

次のページ、6ページをお願いいたします。

一番上に先ほどの改正後の三輪以上の軽自動車税の種別割一覧を掲載しております。左側から標準税率、それから各項における特例適用後の税額となっております。今回の改正によりまして、第2項、第3項の特例につきましては令和8年度、第4項につきましては令和7年度までの延長となっております。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を定めるもので、法改正に伴い、項ずれの整備を行うものであります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めるもので、法改正に伴い、適用期限を3年間延長する改正であります。

附則としまして、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2条は固定資産税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に係る経過措置について記載しております。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第6、報告第4号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてです。

次のページをお願いします。

専決処分書をつけさせていただいています。

令和5年3月31日に専決処分いたしております。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い改正するもので、国民健康保険税の賦課限度額及び減額に用いる所得基準の見直しが主なものです。

第2条第3項ただし書は、課税限度額の後期高齢者支援分を20万円から22万円に改めるもので、基礎課税分と介護納付金分を合わせた賦課限度額が102万円から104万円になるものです。

1つ飛ばしていただきまして、第24条第1項各号列記以外の部分は課税限度額の後期高齢者支援金分を改めるもので、同項第2号及び第3号は税の減額措置に用いる所得判定基準の見直しによるもので、課税額をそれぞれ28万5,000円から29万円に、52万円から53万5,000円に改めるものです。

その他の改正は、法令の改正による規定の整備や書きぶりを合わせるものです。

以下、附則の第1項で施行期日を令和5年4月1日とし、第2項で適用区分を定めています。

資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいています。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第5号 専決処分（那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第7、報告第5号専決処分（那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 報告第5号専決処分（那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに、専決処分書をつけさせていただいております。

令和5年4月2日付で専決処分させていただいております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、那智駅交流センター内の駐車場内にあります電気自動車急速充電器について、今般、観光企画課のほうで充電器の運用会社であります株式会社 e-Mobility Power と協議を重ねた結果、同社との設置加盟店契約の満了日に合わせ、充電器を無償譲渡することとなったことによるものです。その関係については、後ほど報告第15号で御説明申

上げます。

次のページの関係資料の新旧対照表をお願いいたします。

条例第3条、交流センターの名称、位置及び内容について、3号中の電気自動車急速充電器を削除、また別表中の電気自動車急速充電器利用の項を削り、同表備考中の及び電気自動車急速充電器利用料を削除します。

附則としまして、令和5年4月1日からの施行とします。

説明は以上です。御承認のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 報告第6号 専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した 事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第8、報告第6号専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第6号専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和5年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,618万9,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ102億7,425万円とするものがございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

款1町税から、1枚めくっていただきまして、5ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額103億6,043万9,000円に補正額で8,618万9,000円を減額し、計で102億7,425万円とするものがございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から、1枚めくっていただきまして、8ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の現年単独災害復旧事業まで、借入限度額の確定により、計の補正前の限度額14億7,290万1,000円から補正後の限度額を14億3,840万1,000円とするものがございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括、歳入でございます。

款1町税から、次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額103億6,043万9,000円、補正額8,618万9,000円の減額、計で102億7,425万円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で1億3,119万6,000円の減額、地方債で3,450万円の減額、その他で2,711万6,000円の増額、一般財源は5,239万1,000円の増額となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

こちらからは総務課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

中段の款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から、18ページ中段の款12交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付金等の額の確定により補正をお願いしてございます。

そのうち、18ページ上段の款11地方交付税につきましては、補正額が1億4,862万8,000円の増額で、計で39億8,016万7,000円となっております。内訳といたしましては、普通交付税が

34億8,936万5,000円、特別交付税が4億9,080万2,000円となっております。

21ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、4行目の節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,711万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により交付金額の減額をしてございます。

節7地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金327万2,000円につきましては、町営バス下里線、勝浦線、宇久井線の運営費用に係る地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件に該当となったものでございます。

26ページをお願いいたします。

款17財産収入、項2財産売払収入、目2物品売払収入1,055万4,000円の増額につきましては、老人憩の家正和荘のイヌマキの木の売却代金1,020万円と、ワンボックス型公用車の払下げ代金35万5,300円によるものでございます。イヌマキの木につきましては、3者の申出があり入札を行ったものでございます。

27ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、1億7,000万円の取崩し予算を計上してございましたが、決算見込みから全額減額するものでございます。

目4福祉基金繰入金の10万円の減額につきましては、体育文化会館エレベーター改修工事に係る費用の財源に充てるものでございますが、実績見込みにより減額するものでございます。

1つ飛びまして、款21諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子の100万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入のうち、説明欄記載の（総務課分）の1行目と2行目の県市町村振興協会市町村交付金につきましては、それぞれの宝くじに係る交付金の額の確定によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、目1総務債から目9災害復旧債まで、それぞれ起債額の確定により補正をさせていただいております。

31ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

総務課の関係につきましては32ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬及び節2共済費の会計年度任用職員関係につきましては、欠員によるものでございます。ほか、節4共済費から節18負担金、補助及び交付金までの説明欄記載の事項について、不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目3財産管理費、節11役務費の保険料138万5,000円の減額、節14工事請負費120万3,000円の減額につきましても、それぞれ説明欄記載の事項に係る実績見込みにより減額させていただいた

たものでございます。

目6電子計算費、節13使用料及び賃借料289万円の減額につきましては、電子計算機システム使用料に係る実績見込みにより減額させていただいたものでございます。

33ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費につきましては、歳入で御説明いたしましたが町営バス下里線、勝浦線、宇久井線の運営費用が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件に該当となったため、財源内訳を変更するものでございます。

34ページをお願いいたします。

項4選挙費、目2町長選挙費290万7,000円につきましては、選挙公費負担に係る実績見込みによるものでございます。

39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、一番下の目9病院費につきましては、財源内訳の変更でございます。職員の防疫作業手当に係る費用で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

49ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金175万8,000円の減額並びに目2利子1,211万8,000円の減額につきましては、償還額の確定により減額させていただくものでございます。

50ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費の補正額2億1,000万円、2つ飛びまして目7公共施設整備基金費1億円の増額につきましては、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

51ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 防災対策室の関係について御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節1住宅耐震化促進事業費補助金で166万5,000円の減額、節2わかやま防災力パワーアップ事業費補助金で103万円の減額でございます。それぞれ説明欄記載の事業に係る事業費の確定によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入のうち、説明欄記載の（総務課分）の3行目、災害対策費用保険金につきましては、保険金の確定によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

50ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目8災害復興基金費の補正額45万2,000円は、災害復興基金に積み立てるものでございます。

防災対策室の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時30分 休憩

10時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人税を合わせて1,844万3,000円を増額いたしまして計5億3,284万4,000円で、令和3年度決算時の予算額と比べ467万9,000円の増額でございます。今回の補正の内訳につきましては、決算見込みにより個人の現年度課税分で581万2,000円、滞納繰越分で254万4,000円の増額、法人の現年度課税分で1,008万7,000円の増額をするものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、現年と滞納繰越分を合わせて278万9,000円を減額いたしまして計6億8,225万6,000円で、令和3年度決算時の予算額と比べまして3,784万5,000円の増額でございます。内訳につきましては、決算見込みにより現年度課税分で278万9,000円を減額するものでございます。

なお、令和3年度につきましては、決算見込みの予算額におきまして新型コロナウイルス感染症対策としまして実施しました令和2年度からの徴収猶予分の繰越分の6,400万円の増、現年度課税分の中小事業者に対する減免制度により1億1,900万円の減免を見込んでおりました関係で予算規模が縮小しておりました関係で増減が生じております。

続きまして次に、項3軽自動車税、目2種別割でございますが、決算見込みにより現年度課税分の267万3,000円の増額により軽自動車税全体で6,054万8,000円とさせていただきます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより1,607万9,000円を増額して1億3,207万9,000円とさせていただきます。

27ページをお願いいたします。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金でございますが、決算見込みにより125万4,000円を増額いたしまして、計325万4,000円とさせていただきます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、補正額133万1,000円の減額は、決算見込みによる節3職員手当等におきまして、長期休業職員発生による人員減に伴う超過勤務手当20万9,000円を増額補正をお願いするとともに、節12委託料におきまして、地方税共通納税システム改修業務委託料の額の確定により154万円を減額させていただくものです。

次に、目2賦課徴収費、補正額97万1,000円の減額は、決算見込みによる過誤納金還付金の減額をさせていただくものです。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課分です。

19ページをお願いします。

歳入です。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1斎場使用料の155万4,000円を増額補正につきましては、実績見込みによるものです。

項2手数料、目2衛生手数料、節3廃棄物処理手数料の562万3,000円の減額につきましても、実績見込みによるものです。

21ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2個人番号カード交付事務費補助金の183万1,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものです。

22ページをお願いします。

目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金の249万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の合併浄化槽設置整備事業費の確定によるものです。

23ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の34万5,000円の減額につきましては、額の確定によるものです。

24ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節7重度心身障害児者医療費補助金の300万6,000円の減額につきましては、医療費の実績によるものです。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金の309万3,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものです。

28ページをお願いします。

款21諸収入、項5雑入、説明欄記載の住民課分リサイクル用金属等売払いの100万1,000円を増額につきましては、実績見込みによるものです。

34ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、節1報酬、説明欄記載の会計年度任用職員の報酬は、3名分の予算計上をしておりましたが、募集をかけても充足せず、年間雇用2名と短期雇用1名、それから超過勤務による業務を行いましたので、その差額の129万2,000円を減額補正するものです。節11役務費の182万8,000円の減額につきましては、郵便料で、マイナンバーカードを本人限定郵便で送ることが多くなると見込んで予算計上していましたが、マイナポイント事業の延長により郵便受け取りを希望する方が少なかったものです。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載のマイナンバーカード普及促進事業補助金の436万2,000円の減額につきましては、まちなか商品券交付事業費の確定によるものです。

35ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の2,329万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の特別会計の決算見込みによるものです。

36ページをお願いします。

目8重度心身障害児者福祉医療費の596万4,000円の減額につきましては、実績見込みによるものです。

39ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄1行目の浄化槽設置整備事業補助金の927万9,000円の減額については、事業実績によるものです。4年度実績は34基です。説明欄2行目の紀南環境衛生施設事務組合負担金の50万5,000円の減額につきましては、決算見込みに伴う本町負担額の変更によるものです。

40ページをお願いします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節11役務費の287万9,000円の減額につきましては、最終処分場までの焼却残渣、破碎ガラス等の運搬料、それから粗大ごみ等の処分手数料、指定ごみ袋売りさばき手数料などで、実績見込みによるものです。節12委託料の415万8,000円の減額につきましては、ごみ焼却施設運転管理業務委託の決算見込みによるものです。節17備品購入費の110万5,000円の減額につきましては、じんかい収集車の購入費確定によるものです。節18負担金、補助及び交付金の114万1,000円の減額につきましては、紀南環境広域施設組合負担金で、最終処分場への搬入実績に係る本町負担分の変更によるものです。

目2新クリーンセンター整備事業費、節12委託料の123万8,000円の減額につきましては、新クリーンセンター建設工事設計施工監理業務委託の決算見込みによるものです。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款13分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1老人保護措置費負担金226万8,000円の増額は、養護老人ホームに入所されている16名の個人負担金の増額をお願いするものでございます。

20ページをお願いします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金593万1,000円の減額は、生活介護等のサービス支援に対する2分の1の負担金で、実績による減額でございます。

目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金383万2,000円の増額は、実績によるものでございます。

次のページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金660万9,000円の減額は、障害児者への相談支援や移動支援等のサービスに対する2分の1以内の補助金で、額の確定による減額でございます。

22ページをお願いします。

節9生活支援臨時特別事業費補助金3,250万円の減額は、説明欄記載の非課税世帯等に対する1世帯5万円の給付金事業、10分の10の補助金で、実績による減額でございます。

目3衛生費国庫補助金、節3新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金841万2,000円の減額は、実績によるものでございます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金296万5,000円の減額は、生活介護等のサービス支援に対する4分の1の負担金で、実績による減額でございます。

28ページをお願いします。

款21諸収入、目1雑入、説明欄中段の福祉課分、新型コロナウイルスワクチン接種他市町村委託金109万2,000円の増額は、本町で接種された町外の方の接種費用で、町外市町村から受け入れた308件分でございます。

35ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金445万円の減額は、町社会福祉協議会補助金の減額で、社協職員の育児休暇1名による人件費の減が主な要因でございます。

目3老人福祉費、節12委託料、生活機能改善通所事業委託189万円の減額は、コロナ対策の影響等に伴う利用者減によるものでございます。節18負担金、補助及び交付金、町老人クラブ補助金144万9,000円の減額は、コロナ禍の影響で大会や研修の中止等により減額するものでございます。節19扶助費750万3,000円の減額は、説明欄記載の福祉乗車券助成、次の養護老人ホーム保護措置費の実績による減額でございます。なお、福祉乗車券は965名の方に発行してございます。節27繰出金2,043万7,000円の減額は、介護保険事業費特別会計への繰出金でござい

ます。主に介護給付費の実績に伴う減額でございます。

目7障害者福祉費、節19扶助費1,634万7,000円の減額は、説明欄記載の短期入所費から一時保護措置費の実績に伴う減額でございます。節22償還金、利子及び割引料238万7,000円の増額は、令和3年度障害者自立支援医療給付費負担金の額の確定による国、県への返還金でございます。

36ページをお願いします。

目12生活支援臨時特別給付金事業費、節18負担金、補助及び交付金3,585万円の減額は、説明欄記載の給付金事業で、非課税世帯に対する1世帯5万円の給付金でございます。実績により減額するもので、2,783世帯に支給いたしました。

39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料1,314万1,000円の減額は、説明欄記載の子宮頸がんワクチン接種委託からインフルエンザ予防接種委託まで実績による減額でございます。なお、子宮頸がんワクチン接種委託につきましては予算は135名分で見込んでおりましたが、実績で19名分となっております。令和4年度から積極的勧奨が再開され、対象者に個別通知を行いました。以前に副反応で事故のあったワクチンと同じものであることから接種を控える保護者も多かったものと考えてございます。節18負担金、補助及び交付金103万6,000円の減額は、説明欄記載の子どもインフルエンザ予防接種費用助成金の実績による減額でございます。

目3新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、財源内訳の変更でございます。

目6健康増進費、節12委託料、胃がん検診委託262万8,000円の減額につきましても、実績による減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4子どものための教育・保育給付費負担金1,317万1,000円の減額は、説明欄記載の天満保育園から大野保育所に係る給付費負担金の確定による減額でございます。次に、節5児童手当負担金580万3,000円の減額は、説明欄記載の児童手当負担金の確定による減額でございます。

次の21ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2地域子ども・子育て支援事業費補助金147万4,000円の減額は、学童保育事業に係る補助金確定による減額でございます。節6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金95万円の減額は、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金事業で、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円の特別給付金を支給したものでございます。10分の10の補助金で、補助金の確定による減額でございます。

23ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節4子どものための教育・保育給付費負担金536万6,000円の減額と、節5児童手当負担金114万9,000円の減額につきましては、国と連動した県負担金の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節8ひとり親家庭等医療費補助金176万3,000円の減額は、補助金確定による減額でございます。節9地域子ども・子育て支援事業費補助金147万4,000円の減額は、国と連動した県補助金の減額でございます。節11乳幼児医療費補助金100万円の減額は、補助金確定による減額でございます。

25ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節1多子世帯在宅育児支援事業委託金59万6,000円の減額は、国の委託金の額確定に伴う減額でございます。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目9ひとり親家庭等福祉医療費、節19扶助費334万4,000円の減額につきましては、ひとり親家庭医療費の実績による減額でございます。

37ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19扶助費につきましては、説明欄記載の多子世帯在宅育児支援補助金144万円と赤ちゃん誕生祝い金220万円の減額につきましては、実績による減額でございます。

次に、目2児童措置費、節1報酬1,355万9,000円、節3職員手当等171万9,000円、節4共済費499万2,000円の減額は、会計年度任用職員の保育士や給食調理員、学童支援員に係る人件費の実績による減額でございます。節10需用費219万円の減額につきましては、説明欄記載の給食材料費の実績による減額でございます。節12委託料2,893万7,000円の減額につきましては、私立保育所運営委託の実績による減額でございます。節14工事費100万円の減額につきましては、保育所修理工事の実績による減額でございます。次に、節19扶助費、合計809万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

次に、目4子ども医療対策費、節19扶助費453万9,000円の減額につきましては、子ども医療費の実績による減額でございます。

次に、目5低所得子育て世帯生活支援事業費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、国の10分の10の補助を受けて実施したものでございまして、住民税非課税等の子育て世帯を対象に18歳までの児童1人当たり5万円を77世帯164人に支給いたしております。130万円の減額につきましては、事業費の確定による減額となっております。

次に、39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7母子対策費、節12委託料、妊婦健診委託225万7,000円の

減額につきましては、事業費の実績による減額でございます。次に、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の妊産婦交通費・宿泊費助成金、和歌山県産婦人科医師緊急確保対策事業分担金につきましては、令和4年3月から新宮市立医療センターで分娩の停止がされたことによる費用でございます。妊産婦交通費・宿泊費助成金527万6,000円の減額は、同年6月に分娩が再開されたことに伴う減額でございます。和歌山県産婦人科医師緊急確保対策事業分担金180万8,000円の減額につきましては、県外医療機関への派遣に係る市町村負担分のうち、三重県の一部負担分を加え再算定したことによる減額でございます。

こども未来課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節2農業次世代人材投資資金交付金補助金112万5,000円の減額につきましては、額の確定による減額でございます。節12海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金96万円の減額につきましては、事業実績がございませんでしたので皆減でございます。

41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金112万5,000円の減額につきましては、年度途中の計画変更の申出による交付金の減額でございます。

目5那智駅交流センター管理費、節1報酬431万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の会計年度任用職員が年度途中で3名、退職者が出たための減額でございます。

項2林業費、目2林業振興費、節18負担金、補助及び交付金129万7,000円の減額につきましては、説明欄記載補助金の実績見込みに伴う減額でございます。

目3森林環境整備費、節12委託料39万円の減額につきましては、説明欄記載の業務委託の事業費確定に伴う減額でございます。節18負担金、補助及び交付金34万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業の実績に伴う減額でございます。節24積立金2,000円の増額につきましては、委託料、負担金、補助及び交付金の全額を合わせて基金に積立てするものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節12委託料120万円の減額につきましては、説明欄記載の台風等による海岸漂着物回収処理実績がなかったことによる皆減でございます。

目2水産振興費、節18負担金、補助及び交付金648万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業においてはえ縄船225隻、その他74隻への交付実績に伴う減額でございます。

農林水産課の関係については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） それでは、観光企画課の関係につきまして御説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4地方創生推進交付金1,343万6,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額です。内訳としましては、令和4年度に予定されてございましたロケット打ち上げが延期になったことに伴う協議会負担金840万2,000円の減額、もう一つが観光機構関連事業503万4,000円につきまして、コロナ禍を受けてプロモーションやイベント等が縮減されたことに伴って減額でございます。

続きまして、その下、節5過疎地域持続的発展支援交付金159万1,000円の減額につきましても、実績による減額でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4移住支援事業補助金150万円の減額につきましても、実績見込みによる減額です。東京23区からの移住時の県からの補助金受入れが、実績がなかったことに伴い皆減となっております。

次に、26ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金400万円の増額につきましては、令和4年度ふるさと納税の実績見込みに伴う増額でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10需用費491万8,000円の減額につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る費用の実績見込みによる減額でございます。続きまして、節11役務費は、2,431万4,000円を増額させていただいております。通信運搬費1,687万8,000円の増額につきましては、ふるさと納税における返礼品の送料等に係る費用で、実績見込みによる増額です。手数料743万6,000円の増額につきましては、ふるさと納税における納税サイトの利用料、クレジットカード、電子マネー等の決済手数料等で、寄附件数の増加により増額をさせていただいたものでございます。続きまして、節12委託料282万3,000円の減額につきましては、地域おこし協力隊業務委託に係るものでございます。協力隊業務委託につきましては、8月に任期満了された方の後任を補充できなかったことによる差額分を減額してございます。次に、節18負担金、補助及び交付金2,008万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の3件の補助金の減額に伴うものでございます。移住支援補助金につきましては先ほど申し上げました対象者がいなかったため、スペースポート紀伊周辺地域協議会負担金につきましてはロケットの打ち上げが延期になったことによるため、それから過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金につきましても実績見込みによるものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金の1,122万5,000円

の減額につきましては、説明欄記載の5件の補助金額の確定に伴うものでございます。商工振興事業補助金201万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で商工祭、南の国の雪まつりが開催されなかったことによるものでございます。空き店舗活用事業補助金415万円の減額につきましては、2件の枠に対して実績が1件だったことにより減額するものでございます。小規模事業者利子補給118万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。また、那智勝浦まちなか商品券事業費補助金312万9,000円の減額につきましては、令和4年度実施の第4回目のまちなか商品券事業に係るもので、こちらも実績により減額させていただいております。なお、4回目の商品券回収率につきましては99.2%でございました。中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金75万円の減額につきましては、実績により減額させていただいております。

次に、43ページをお願いいたします。

項2観光費、目1観光総務費、節18負担金、補助及び交付金の1,826万5,000円の減額につきましては、観光機構補助金の実績見込みによるものでございます。減額の主な要因は、人件費の減額や新型コロナウイルス感染症の影響によりプロモーション活動や卓球大会、あげいん熊野詣、まぐる祭りなどの地域振興事業が中止となったことによるものでございます。

続きまして、目2観光振興費、節18負担金、補助及び交付金125万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業として実施しました観光バス助成金交付事業費補助金の事業費確定に伴うものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金608万3,000円と、次の目6まちづくり応援基金費、同じく節24積立金321万7,000円の減額につきましては、ふるさと納税の返礼品等に係る経費の増額により事業費がかかったため、それぞれ基金への積立金を減額させていただくものでございます。

観光企画課の関係は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページ上段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、節4建設残土処理場使用料、補正額4,377万1,000円の増額につきましては、国の直轄砂防事業の前年度からの繰越分工事と令和4年度分工事により搬入量が年度下半期以降、大幅に増加したためでございます。

22ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金114万3,000円は、公営住宅家賃に対する国からの補助金、説明欄記載家賃低廉化事業につきまして、和歌山県庁所管課と協議の結果、補助金算定式に係る率の見直しによる増額でございます。続きまして、節3道路メンテナンス事業費補助金108万2,000円の減額につきましては、事

業費確定によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄下から6行目、一般国道串本太地道路用地先行取得事務経費121万円は、令和2年度から和歌山県近畿自動車道紀南高速事務所に用地交渉職員1名を派遣し、毎年事務費の一部を負担してまいりましたが、令和4年度で派遣職員の業務が終了したことによる事務費の償還金でございます。

33ページ上段をお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、節12委託料、補正額274万2,000円の減額につきましては、説明欄記載業務委託費の確定によるものでございます。

43ページ上段をお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目3公園費、補正額13万1,000円の減額は、説明欄記載工事の額の確定によるものでございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費並びに目2大谷地区残土処理場整備事業費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

44ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費につきましても、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

続きまして、目3橋梁維持費、補正額252万3,000円の減額は、説明欄記載業務委託費及び工事費の額の確定によるものでございます。

49ページ上段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費につきましても、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみでございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄下から4行目、消防団員公務災害補償共済につきましては、実績見込みによる減額でございます。

45ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節10需用費、説明欄記載の光熱水費につきましては、実績見込みによる減額でございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の県総合防災情報システム負担金につきましては、支払い額確定による減額でございます。

目2 非常備消防費、節1 報酬、説明欄記載の各報酬につきましては、支払い額確定による減額でございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明します。

19ページをお願いします。

歳入です。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目7 教育使用料、節4 体育文化会館使用料159万3,000円の増額は、ワクチン接種会場などで利用が増加したものでございます。

28ページをお願いします。

款21諸収入、目1 雑入のうち、教育委員会分、中学校給食費の減額は、実績により減額するものでございます。2行目のスポーツ振興くじ助成金につきましては、木戸浦グラウンドの芝生化に係るもので、実績により減額するものでございます。

46ページをお願いします。

歳出です。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、補正額264万7,000円の減額で、内訳としてALTコーディネーターの勤務実績による報酬の減額が245万9,000円と、教育センター駐車場舗装工事の精算によるものが18万8,000円です。

目3 教育諸費、補正額381万7,000円の減額で、内訳として節1 報酬の減額は、学校図書館司書やスクールソーシャルワーカー等の勤務実績によるものです。節18負担金、補助及び交付金の減額につきましては、説明欄記載の通学費補助で、実績により減額するものです。

項2 小学校費、目1 学校管理費、補正額929万6,000円の減額でございます。内訳として、節1 報酬と節3 職員手当等で、用務員や給食調理員等会計年度任用職員の勤務実績によるものです。

目2 教育振興費140万8,000円の減額は、学校給食費助成事業補助金の減額で、食材料費の高騰対策補助の実績に伴う減額でございます。

47ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費756万1,000円の減額で、内訳として節1 報酬の減額は、特別支援教育支援員や用務員等会計年度任用職員の勤務実績によるものです。節12委託料及び節14工事請負費の減額につきましては、説明欄記載の那智中学校屋内運動場トイレ改修工事に係るもので、それぞれ精算もしくは不用となったことにより減額するものです。

目2 教育振興費114万7,000円の減額は、中学校体育連盟大会参加補助の実績により減額するものでございます。

目3 給食管理費986万7,000円の減額は、内訳として節1 報酬及び節3 職員手当等の減額は、給食調理員等の勤務実績によるもので、節10需用費の減額は、給食材料費の実績によるものです。

48ページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、補正額263万6,000円の減額で、内訳として節1 報酬の減額は、社会教育指導員1名の欠員によるものです。節12委託料は、地域ふれあいネットワーク事業運営委託の実績によるものです。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、補正額200万円の減額です。節18負担金、補助及び交付金で、新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会が中止されたことにより減額するものでございます。

目2 保健体育施設費365万9,000円の減額は、内訳として節10需用費で、光熱水費の実績による減額と、節14工事請負費で、木戸浦グラウンド芝生化工事の精算に伴う減額でございます。

目3 体育文化会館費につきましては、使用料等の補正に伴う財源内訳の変更でございます。教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 議会費の関係です。

31ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節8 旅費140万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の関係で視察ができなかったことによる特別旅費の減額です。節12委託料81万1,000円の減額は、会議録作成に係る実績によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 何点かお伺いします。

21ページの先ほど地方創生推進交付金の減額は聞いたんですけども、新型コロナ感染対応地方創生臨時交付金、この1,711万8,000円の減額、これは何なのかどうかも一度教えていただきたいと思います。

それと、32ページのふるさと納税の分なんですけれども、寄附金の額は少ないんですが消耗品のほうは減額、ただ通信運搬費のほうはすごく上がっているんです、1,600万円、手数料も700万円。これは、それぞれある段階によって補正しいもていきますのでそのときに一時的に多かった少なかったというのがあってこういうことになったのか、バランスが悪いんですけども、そのあたりをお伺いしたいと思います。

それと、52ページ、報酬で4,200万円減額になっているんですが、これで多いのが教育関係なんです。先ほども次長に説明していただいたんですけども、この会計年度任用職員さんの支援員さんとか調理員さんとか用務員さんとかを募集しても人がないのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 21ページでございます。

款15国庫支出金、目1 総務費国庫補助金の中で、節6 新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金1,711万8,000の減額というところでございます。

こちらにつきましては、コロナ対策関連事業、この交付金をした事業を幾つかやっております。その中の実績によるものでございますが、今回も本省繰越しをした部分がございます。国に令和5年度へ本省繰越しした部分もございます。そのような部分も合わせまして1,711万8,000円の減額ということでさせていただきましたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 32ページのふるさと納税の返礼品、こちらのことについての御質問でございます。

こちらの消耗品費が減っている理由でございますけれども、実は令和3年度中に先行予約ということで令和4年度に入ってから商品が、果実のものが出来上がってそれを発送するというようなことが発生しておるんですけれども、そちらについて返礼品は4年度に送料として発送しますが寄附については3年度に頂いているということで、そうした形で返礼品の費用に若干の余裕が出ておったという形で、消耗品費の返礼品費用に関しては減額させていただいた。

それに至るまでに都度補正等で増額補正等もいただいておりますので、そことのバランスの絡みで今回減額になったというような経緯がございまして、なかなか一口で説明させていただくのは難しいんですけれども、そこら辺のバランスの兼ね合いで根本的には令和3年度に先行予約としてミカン等、共通返礼品の御注文をいただいておりますけれども、当然ミカンというのがその時期にないものがございますので、年度をまたいでから商品を送らせていただいた、そういうような状況もあった次第でございます。

そうした中で、送料について後日発生してきたというようなものが多数あったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 52ページの報酬の今回減額補正ということで、教育委員会関連の会計年度任用職員の関係のことでございます。

まず、調理員、それからあと栄養士につきましては、これは欠員が生じた後、継続して募集をかけておりますけれども、なかなかその後の補充ができていないという状況がございまして、今回減額に至ったものでございます。

それと、支援員につきましては、これは募集をかけた際に応募がないということはございませぬけれども、これは純粋に勤務実績による減額でございます。

それとあともう一つ、ALTコーディネーターにつきましては今年度減額しておりますが、これにつきましてはお産に伴いまして育児休業が出たもので、これにより減額させていただいたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 教育関係の減額はよく分かりました。

総務課の関係のこの地方創生臨時交付金の関係、5年度に繰り越した分もあってとかという話なんですけれども、例えばどんな事業を減らしたのかどうか、もう一度、1つでもお願いしたいと思います。

それと、ふるさと納税の関係なんですけれども、3年度で消耗品費を支払いして通信運搬費は4年度で出したということですか。例えば、その商品というのは何が先行予約されたものなんでしょうか。その点をもう一度お伺いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 先行予約のあった商品でございますが、主にはミカンでございます。あとは、早春の桃です、こちらのほうの予約を年末、10月、11月から年末にかけて先行して予約を受けたと、その発送が年度をまたいで発生していった、そういうような形になってございます。

寄附の受入れとしては3年度中に受け入れておったという形になってございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係でございます。

それぞれの事業というところでございますが、まずマイナンバーカード普及促進事業につきまして交付金といたしましては一応10万2,000円の減額、まちなか商品券事業につきましては320万円の増額、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業につきましては731万5,000円の増額、宿泊クーポン助成事業につきましては1,500万円の減額等のそれぞれの事業実績に伴いまして金額等の割り振りを変更しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 教えてほしいんですけども、35ページの老人福祉費です。扶助費の中の養護老人ホーム保護措置費の説明の中で、多分歳入で16名の入所者の個人負担という説明があったんですけども、この辺をもう少し詳しく教えていただきたいのと、37ページ、児童措置費の中の扶助費の児童手当が結構大きな額が減額されているんやなと思って、減額の主な要因はどんなものなのかなと、その点、2点お願いします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 養護老人ホーム保護措置費の歳入の関係では増額させていただいておりました、歳出のほうで減額というふうにさせていただいております。

歳入につきましてですけども、入所負担金は16名分ということで、一月当たり高い方であったら9万6,000円ぐらいで、低い方であったら1万6,000円ぐらいになります。年金収入額によって決まります。

令和4年度なんですけれども、比較的負担の多い方が多かったということで今回増額させていただいております。

実は、それに加えて当初予算がかなり少なめだったのが事実でございます。今年度からはかなり増額させていただいております。歳出歳入を比べて不自然な補正になっておりますけれども、以後、予算算定には注意していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 児童手当の関係でございます。

こちらにつきましては実績の減ということでございますが、支給対象者が予算措置したときと比べ実績ベースで少なくなったということでございます。実績対象人数につきましては、予算と比較いたしまして延べ人数で792人の減、月当たり65人程度を下回ってございます。予算措置の正確性には今後も気をつけてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第7号 専決処分（令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第9、報告第7号専決処分（令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 報告第7号専決処分（令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページをお願いします。

専決処分書です。

令和5年3月31日付で専決処分をしております。

次のページをお願いします。

令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億256万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,545万4,000円としています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

歳入合計で補正前の額23億9,801万4,000円から1億256万円を減額し、22億9,545万4,000円とするものです。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額です。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は1億256万円の減額です。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金が9,211万円の減額、その他特定財源が5万6,000円の減額、一般財源が1,039万4,000円の減額となっております。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年度課税分の589万5,000円の増額補正につきましては、医療費給付分から介護納付金分まで決算見込みによるものでございます。節2滞納繰越分の122万3,000円の減額につきましては、徴収実績によるものです。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金の9,266万6,000円の減額につきましては、療養給付費の減額に伴うもので、節2特別交付金の753万5,000円の増額につきましては、説明欄記載の項目について額の確定により行ったものです。

目2財政対策補助金の30万8,000円の減額につきましては、重度心身障害児者医療の実施による保険者負担額の増加に伴う補助金で、額の確定によるものです。

7ページをお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3その他一般会計繰入金の874万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の人件費から法定外繰入れまでそれぞれの区分の決算見込みに基づくものです。

項2基金繰入金、目1基金繰入金の1,770万9,000円の減額につきましては、決算見込みによ

り基金取崩し額を減額するものです。令和4年度収支におきましては約4,000万円の赤字となっています。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料等、目1 延滞金の390万円の増額については、徴収実績によるものです。

8ページをお願いします。

項3 雑入、目1 雑入の76万円の増額につきましては、過年度不当利得返還金などに係る徴収金の確定によるものです。

9ページをお願いします。

歳出です。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節11 役務費の102万1,000円の減額補正につきましては、郵便料で、被保険者数の減少が主な要因です。

項2 徴税费、目1 賦課徴收費につきましては、財源内訳の変更に伴うものです。

10ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費の7,541万2,000円の減額につきましては、目1 一般被保険者療養給付費から目5 審査手数料まで、それぞれ実績見込みによるものです。

11ページをお願いします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費の1,582万6,000円の減額及び目2 退職被保険者等高額療養費の100万円の減額につきましても、実績見込みによるものです。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の378万円の減額につきましては、実績によるもので、令和4年度実績は5件です。

12ページをお願いします。

項5 移送費につきましては、実績がありませんでしたので、これに合わせて普通調整交付金を減額し、財源内訳の変更を行うものです。

項6 傷病手当金、目1 傷病手当金の17万6,000円の減額につきましては、実績によるもので、令和4年度の実績は10件です。

款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費の446万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の委託費の決算見込みによるもので、健診委託につきましては町内医療機関で個別健診と健診車による集団健診に係る健診委託費用で、令和4年度の実績は1,287名でした。

13ページをお願いします。

項2 保健事業費、目1 保健事業費の87万7,000円の減額につきましては、30歳代を対象とした内科健診や希望者を対象とした脳ドックの委託に係るもので、説明欄記載の保健指導等指導業務謝礼、健診委託の決算見込みによるものです。

以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時59分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第8号 専決処分（令和4年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第10、報告第8号専決処分（令和4年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 報告第8号専決処分（令和4年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてです。

次のページをお願いします。

専決処分書です。

令和5年3月31日付で専決処分をしております。

次のページをお願いします。

令和4年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ460万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億482万6,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

歳入合計で補正前の額5億942万7,000円から補正額で460万1,000円を減額し、5億482万6,000円とするものです。

3ページ目をお願いします。

歳出です。

歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額です。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページ目の歳出、それぞれ補正額は460万1,000円の減額です。

6ページ目の歳出の補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

6ページ目をお願いします。

2、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料の639万2,000円の減額補正につきましては、決算見込みによるものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の1,455万1,000円の減額につきましては、一般会計において受け入れる後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金と療養給付費などの決算見込みにより行うものです。

7ページ目をお願いします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の305万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金です。

款5諸収入、項2雑入、目1雑入の1,328万7,000円の増額につきましては、過年度分の療養給付費負担金の精算と、2割負担創設に伴う郵便料の経費相当分を後期高齢者医療交付金として受け入れるものです。

8ページ目をお願いします。

3、歳出です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の460万1,000円の減額補正につきましては、納付金額の確定によるものです。

以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第9号 専決処分（令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算
（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第11、報告第9号専決処分（令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 報告第9号について御説明申し上げます。

報告第9号専決処分（令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけてございます。

令和5年3月31日に専決処分をさせていただいております。

次の1ページをお願いします。

令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,928万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,588万円とするものでございます。

今回の補正予算の概要ですが、主なものとしましては保険給付費の実績による減額と、生じた余剰金を基金へ積み立てるものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4支払基金交付金から款7繰入金まで、歳入合計補正前の額21億2,516万9,000円、補正額5,928万9,000円の減額、計20億6,588万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費から款4基金積立金の歳出合計は補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額5,928万9,000円の減額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、国県支出金が1,245万2,000円の減額、その他で2,640万円の減額、一般財源が2,043万7,000円の減額となっております。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1、2,640万円の減額は、社会保険診療報酬支払基金の法定負担分で、給付費の実績により減額するものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1、1,245万2,000円の減額は、県からの法定負担分で、居宅給付費、施設給付費の実績による減額でございます。

次のページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金1,371万8,000円から、節3地域支援事業繰入金（総合事業以外）78万7,000円の減額は、介護給付費や地域支援事業費の実績に伴い町の負担分を減額するものでございます。節4低所得者保険料軽減繰入金21万8,000円の減額は、低所得者保険料軽減分として一般会計で受け入れた補助金、国2分の1、県4分の1と町4分の1の負担分で、実績による減額でございます。節5その他一般会計繰入金358万5,000円の減額は、一般管理費、認定調査費等に係る事務経費の実績による減額でございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、要介護1から5の方が施設や居宅で受けるサービスに係る給付費でございます。

目2地域密着型介護サービス給付費362万8,000円、1つ飛ばしまして、目4居宅介護福祉用具購入費5万4,000円、目6居宅介護サービス計画給付費127万円の増額につきましては、実績によるものでございます。

目3施設介護サービス給付費6,996万8,000円の減額につきましては、コロナ禍の影響や施設の休止などから給付費の伸びが見込めず、実績により減額するものでございます。

次のページをお願いします。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援1から2の方が居宅で受けるサービスに係る給付費でございます。

目1介護予防サービス給付費735万3,000円の減額は、訪問看護や通所リハビリ等の給付費の実績による減額でございます。

目4介護予防住宅改修費9万8,000円の増額につきましては、実績によるものでございます。

項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、低所得の方が経済的理由で介護保険施設を利用できないことがないよう、食費等の利用負担の軽減を図るものでございます。実績により2,000万円減額するものでございます。

10ページをお願いします。

項7 市町村特別給付費、目1 市町村特別給付費444万7,000円の減額は、説明欄記載の紙おむつ給付費支給事業でございます。実績により減額するもので、利用件数は延べ1,813件でございます。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1から2の方や基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方が対象となる事業でございます。説明欄記載の訪問型サービス費1,300円の減額は、コロナ禍の影響等により給付費の伸びが見込めず、実績により減額するものでございます。

次のページをお願いします。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金5,042万9,000円の増額は、介護給付実績が想定より少なく収まったために生じた余剰金を基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第10号 専決処分（令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第12、報告第10号専決処分（令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会

計補正予算（第3号）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 報告第10号専決処分（令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけております。

専決処分書のとおり令和5年3月31日に専決処分させていただいております。

次のページをお願いします。

〔報告第10号朗読〕

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。

内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項2医業外収益、目8補助金、補正予定額3,611万7,000円は、新型コロナウイルス感染症に係る国、県の補助金で、節1国庫補助金3,340万7,000円につきましては、説明欄記載の4つの補助金の受入れ見込額により増減するものでございます。一番上、新型コロナウイルス感染症に係る病床確保事業補助金につきましては、入院患者受入れのための病床を確保し、その病床が空床の場合に頂ける補助金で、昨年10月に補助基準が改正になり、当院は補助対象外となる見込みから、令和4年第4回定例会において減額補正をお願いしました。しかし、12月からのコロナ第8波の影響で病床使用率が補助基準を超えたため補助対象となり、今回増額補正をお願いするものでございます。節2県補助金271万円につきましても、説明欄記載の新型コロナウイルス感染症に係る県補助金で、受入れ見込額により増額するものでございます。

続いて、支出の部。

款1病院事業費用、項1医業費用、目2経費、補正予定額104万8,000円につきましては、節13賃借料で酸素ボンベ及び酸素吸入機器レンタル料の増額で、在宅酸素療法が必要な患者が当初の見込みより大幅に増えたことにより増額をお願いするものでございます。

目4材料費、補正予定額1,375万5,000円につきましては、節2診療材料費で試薬購入費が主なものでございます。令和4年第4回定例会でも増額補正をお願いしましたが、その後のコロナ第8波では予算編成時の見込みを上回る検査件数であったため、さらに増額をお願いするものでございます。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入の部です。

款1資本的収入、項3補助金、目1国庫補助金、補正予定額108万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国庫補助金で、受入れ見込額により増額をお願いするものでございます。HEPAフィルター付パーティション6台分の財源として受入れを予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第11号 令和4年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（荒尾典男君） 日程第13、報告第11号令和4年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第11号令和4年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和4年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。こちらにつきましては、令和4年度予算に計上していた事業のうち、令和5年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款3民生費、項2児童福祉費の紀南学園分担金から款8消防費、項1消防費の防災行政無線

勝浦6区子局移設事業まで7件の事業で、合計金額1億1,101万5,000円、うち翌年度繰越額は1億1,101万1,000円で、財源内訳は既収入特定財源が0円、未収入特定財源は国県支出金6,866万2,000円、地方債770万円、一般財源は3,464万9,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 報告第12号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、報告第12号令和4年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 報告第12号令和4年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

次のページをお願いします。

令和4年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、事業名、甫子浦配水池テレメータ装置修繕事業、予算計上額275万円を翌年度に繰越しするものでございます。財源は、損益勘定留保資金となっております。世界的な半導体、電子部品の供給不足により、工期内に導入困難となったためでございます。

地方公営企業法の規定により報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第12号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第13号 専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）） した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第15、報告第13号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 報告第13号について御説明申し上げます。

報告第13号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけてございます。

令和5年4月1日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いします。

令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,739万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,439万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款15国庫支出金の補正でございます。歳入合計は補正前の額94億6,700万円に補正額4,739万6,000円を増額し、計95億1,439万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費の補正でございます。歳出合計は補正前の額、補正額、計ともに歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額4,739万6,000円を増額でございませう。

5ページの歳出、補正前の財源内訳は、全額国県支出金でございませう。

6ページをお願いします。

2、歳入でございませう。

新型コロナワクチン接種につきましては、国の方針に基づき本年度も実施いたします。概要についてでございます。高齢者や基礎疾患のある方は、春夏に1回、秋冬に1回、合計2回接種いただき、それ以外の方、64歳以下の方は秋冬に1回のみ接種いただきます。前半の春夏接種は、5月24日から体育文化会館にて集団接種を開始しています。後半の秋冬接種は、町内各病院に協力いただき個別接種を併用する形で考えております。

なお、接種見込み者数ですが、高齢者等5,000名を2回接種、64歳以下2,000名を1回接種、延べで1万2,000名分を見込んでおります。速やかな接種を目指し、4月1日に専決処分をさ

せていただいております。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3,254万5,000円は、医師や看護師等の人件費分に対する10分の10の負担金でございます。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節5新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,485万1,000円は、接種会場等の体制確保の費用に対する10分の10の補助金でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額4,739万6,000円でございます。節1報酬から節4共済費及び節8旅費は、会計年度任用職員3名の人件費や職員の超勤手当等でございます。節7報償費1,074万3,000円は、集団接種に従事していただく医師、看護師等の謝礼でございます。なお、集団接種は年間35回分を予定してございます。節12委託料1,936万3,000円をお願いします。説明欄記載の個別接種業務委託は、病院・施設等での年間5,000回分を見込んでおります。次の集団接種業務委託は、警備、会場設営、バス送迎の委託でございます。次の会場運営業務委託は、受付や誘導等を行っていただきます。

8ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料361万9,000円は、体育文化会館の借上料でございます。

9ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第13号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

日程第16 報告第14号 専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））
した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第16、報告第14号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 報告第14号について御説明申し上げます。

報告第14号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和5年4月24日に専決処分を行っております。

次のページをお願いいたします。

令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,416万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款15国庫支出金の補正でございます。歳入合計は補正前の額95億1,439万6,000円に補正額977万2,000円を増額し、計95億2,416万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費の補正でございます。歳出合計は補正前の額、補正額、計ともに歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入、次のページの歳出、それぞれ977万2,000円を増額補正でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、全額国県支出金でございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金977万2,000円は、国の事業であります説明欄記載の低所得者子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業で、国の施策に準じて昨年に引き続き本年度も実施するものでございます。低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給

するもので、10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目5低所得子育て世帯生活支援事業費、補正額977万2,000円は、国の施策に準じ、全額国の補助により実施する事業でございます。

関係資料をお願いいたします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。

(1)の支給対象者ですが、①児童扶養手当受給者等（低所得の独り親世帯）と、②①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯でございます。②につきましては、令和4年度に実施いたしました給付金の支給対象者、または家計が急変したと認められる世帯で令和6年2月末までに生まれた新生児も対象となっております。

なお、家計急変世帯の対象となる世帯につきましては、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等で令和5年度住民税均等割非課税の方、または令和5年1月1日以降で収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方となっております。

次に、(2)給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円でございます。令和4年度の給付金を受給した世帯については申請不要となっております、対象者の多くは申請不要で支給できる見込みでございます。

次に、(3)実施主体につきましては、低所得の独り親世帯分につきましては県や市が実施主体となっております。それ以外につきましては町のほうが実施するものでございます。対象世帯の通知につきましては、5月16日に送付させていただいております。令和4年度に給付を受けた世帯66世帯146人については、プッシュ型で5月29日月曜日に振込の予定でございます。

また、独り親世帯の対象者につきましても、県のほうから同日に振込予定となっております。

家計急変世帯、令和6年2月末までに生まれた新生児につきましては、随時申請をいただくこととなります。

予算全体で93世帯、児童数180人を見込んでございます。

速やかな支給を目指し、専決処分をさせていただいております。

また、申請が必要な方につきましても、可能な限り速やかに支給してまいります。

次に、予算書7ページにお戻りください。

節3職員手当等の5万6,000円から節12委託料の67万1,000円につきましては、給付金事業に係る事務費、システム改修業務委託料でございます。その下の節18負担金、補助及び交付金の900万円につきましては、説明欄記載の給付金で、児童1人当たり5万円、180人分でございます。

8 ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7 番引地君。

○7 番（引地稔治君） 単純な質問なんですけれども、これ申請が必要な方は申請いただくということですよね。その申請、私が申請できるのにそんなん申請するの知らなんだというそういうことはないんですか、そんな心配はないんですか。皆さん申請される方はもう分かってちゃんと申請するんですか、それとも通知か何か行くんですか。

○議長（荒尾典男君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えします。

申請が必要な方につきましては、今家計が急変された方ということでございます。それと、家計急変の中でも令和5年度の住民税非課税の方も昨年度給付を頂いていない方で令和5年度非課税になったと、お子さんがおられるという方につきましては、こちらのほうからまた通知をさせていただいて申請、それも申請いただくんですけれども申請いただく。

あと、家計急変の収入、1月1日以降の収入急変につきましては、これにつきましてはもうその月々の収入が減ったというのはこちらではつかめませんので、回覧等で周知させてもらったとおり個別に判断いただいてこちらのほうへ申請いただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7 番引地君。

○7 番（引地稔治君） そういう権利があるのに、それをこういう制度を知らなくともえなかったという人はもう自己責任やな、ほんなら、そうなるよね。

○議長（荒尾典男君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） その辺につきましては回覧等で周知させていただいて、収入が減ったなと思った方はまたこちらに問合せいただくというような形で行かさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 7 番引地君。

○7 番（引地稔治君） 分かってあるんやけどね、ただ回覧というのは一般的になかなか見ない人が多いでしょう、そんな心配があったから質問しただけです。もう当然それを見なかったという自己責任というのもありますからもう結構です。

ほんで、連絡できる場所はしてくれるんですから、あと今年になってから落ちたとかそんなん分かりませんから、当然。ありがとう、もう答弁は結構です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第14号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 報告第15号 専決処分（財産の無償譲渡について）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第17、報告第15号専決処分（財産の無償譲渡について）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 報告第15号につきまして御説明申し上げます。

専決処分（財産の無償譲渡について）した事件の承認について。

このことについて、地方自治法第179条第1項に該当するものと認め、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書のほうを添付させていただいておりますが、4月2日付で専決処分を実行してございます。

概要でございますが、那智勝浦町大字浜ノ宮361番地2の道の駅なち、こちらの敷地内に設置してございます電気自動車用急速充電器、型式でECOQ-Q440、こちらにつきまして、東京都港区港南二丁目13番34号NSS-IIビル7階の株式会社e-Mobility Power、こちらのほうに4月2日付で譲渡させていただいたものでございます。

当該充電器につきましては、従来よりe-Mobility Power社と充電器の設置加盟店契約を結んでおりましたが、令和5年4月1日をもって契約満了となるため、満了後の取扱いにつきまして同社と協議を重ねてまいりました。充電器を同社に無償譲渡することで、以後、同社負担によって充電器の更新を含む運転をしていただくことが可能ということでございましたので、そういう方向に進めさせていただいた次第でございます。

なお、譲渡に当たりましては、充電器が正常に稼働しているということが条件でございましたので、こちらの充電器、令和3年4月以降、長らく半導体不足の影響もあり稼働ができてい

ない状況でございましたが、令和5年3月中旬以降によく部品が保守管理会社から供給されまして、3月29日に修理が無事完了いたしまして稼働を確認いたしました。これにより、e-Mobility Power社との協議のとおり、契約満了翌日となります令和5年4月2日をもちまして無償譲渡した次第でございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

9番加藤君。

○9番（加藤康高君） この道の駅なちの急速充電器の件なんですけれども、譲渡するのは別に問題ないと思うんですけれども、多分今現状また壊れていると思うんです。そういう場合、これを譲渡した場合に今後、修繕、今までは町が管理しているのであれば町のほうに連絡してそこからしてもらってになるんでしょうけれども、今後、今現状まだ稼働していない状態だと思いますので、その場合にそれについてはまた町が入って連絡してもらえるのか、あそこに行くこと逆に言うと利用される方は道の駅に壊れていますよという話が出てくると思うんです、そういう部分もちゃんとそこは町が責任を持って壊れているのをこのe-Mobility Powerですか、そちらのほうに連絡を取って修繕してもらえるのか、そこら辺だけ教えてください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 4月に入り、また再び故障しているという情報は承知してございまして、こちらにつきましては結論から言いますと引継ぎ後のe-Mobility Power社において修繕を含めて対応いただくということになってまいります、もちろんその壊れているという情報につきまして、町民の方、利用者の方から情報提供がありましたら、速やかにこちらからも譲渡先の企業のほうに申し伝えてまいりたいと、このように考えておる次第です。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 今の加藤議員に関連してなんですけれども、私、e-Mobility Powerのホームページを見させてもらったんです。今朝見たんですけれども、自分ところが管理している充電器の稼働状況というのが全部、全国のがみんなあるんですけれども3月29日に復旧済みと出ているんです。

だから、本来やったらそのホームページも更新されていない、だからその辺のチェックです、細かい点なんですけれどもよろしく願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 御指摘ありがとうございます。情報の更新につきましても、e-Mobility Power社のほうにこちらについてもまた対応のほうを情報提供という形で申し伝えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第15号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第34号 那智勝浦町水道料金審議会条例

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第34号那智勝浦町水道料金審議会条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第34号那智勝浦町水道料金審議会条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

この条例につきましては、今後の施設整備及び改修等を踏まえ、水道料金の改定及び時期を検討していただきたく審議会を組織するため制定するものでございます。

第1条では、水道料金について審議するため、那智勝浦町水道料金審議会を置くとしております。

第2条では、審議会は町長の諮問に応じ、水道料金に関する事項について調査及び審議を行うとしております。

第3条では、審議会は学識経験を有する者、水道の利用者、各種団体の代表から管理者が委嘱する10名以内の委員をもって組織するとしております。

第4条では、委員の任期は当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとしております。

第5条では、会長及び副会長の設置及びその権限について定めております。

第6条では、審議会は会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選任される前においては管理者が招集するとしております。

第7条では、審議会の庶務は水道課において処理するとしております。

第8条では、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） この水道料金の見直しというのは、もうずっと委員会を傍聴したりそういうことでそろそろ気にせなあかんやろなという感覚もあったんです。前議会にこの料金の見直しを今後どうするのかというのを課長にどう考えてあるんだと言ったときに、審議会をつくって検討したいと、そういう答弁だったと思うんです。

そのときに私、この審議会というのはこの役場内で審議会をつくって、ほんで委員会にそれを、所管委員会があるんじゃないですか、そこへ持ってくるのかなと思っていました。

ただ、これは外部委員会をつくる、学識経験者ってどんな方をいうのかも聞きたいんですけども、その外部委員会までつくらなくても、水道課長、十分経営状況も把握しているし当局、執行部側はそれぐらいの能力が十分あるんじゃないですか、わざわざこの外部組織をつくらなくても。ほんで、常任委員会も総務経済常任委員会という所管の委員会もあるんですから。

これ、次の議案の中の予算で出てきますよ、予算として37万1,000円でしたか、40万円近い予算が出るんですけども、わざわざそんなお金を使わなくてもあなたたち執行部の能力も十分あると思っていますし、総務委員会にもこの水道の使用者、また各種団体の代表って、各種団体の代表って町民の代表が来ているじゃないですか。だから、委員会をどう思われているのか、委員会が物足りんからこんな外部組織をつくるのかどうなのか、あまりにもこの組織は立ち上げんでも十分能力が役場内にあると思うのでお聞かせください。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 審議会設置についてお答えします。

本町においては昭和60年4月以降、消費税による改定以外値上げを行っておりません、約38年以上。それで、長きにわたって上げていないので、各方面の方々の意見を参考にし慎重に考えていきたいと考え設置するものでございます。

それと、学識経験者というのですけれども、水道行政の知識がある方になっていただけないかなと考えております。例えば、県の水道行政に関わっている職員の方等になっていただければありがたいなと考えております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 私は、そもそもその水道料金の見直しというのに反対してあるわけでも何でもないんですけども、ただ課長も当然水道課の中で経営戦略というのを立てる中で今年の予算で6,000万円ぐらい足らんとしたかな、だから今後、料金の見直し、古い埋設管のやり

替えもせなあかんしといろいろ事業があるのは分かるんです、安全なおいしい水を町民に提供するためにいろいろ工事をするしお金も要ってくるというのは分かるんです、それで何ら反対する意見もないんですけれども。

ただ、この審議会というのは、当然あなたたちもその戦略を立てやる間に幾つかのパターン、Aパターン、Bパターン、Cパターンといろいろ料金の見直しのやつを当然つくっているでしょう。ほんでまた、外部組織をつくったときにも当然経営状況を説明して、ほんでそれやったらどんなんになっていくかといういろんなパターンを示すでしょう、どうせそういう審議会になるでしょう。十分それぐらいそちらの執行部は能力があるでしょう。わざわざお金を使って外部組織までつくらなくても。

ほんで、僕は厚生会の常任委員会で総務には入っていないけれども、総務の委員会の人にも十分それぐらいの能力はあると思います。この三十何万円ですか、あと使うお金も僕は一町民として能力があるんだからそんなお金を使わんと役場で決めてくださいと思います。

この審議会の必要性というのを聞いても納得いきにくいんです、この審議会がどうしても必要という説明をいただきたい。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 当局側で経営でこれぐらいという数字は勝手に出せないことはないんですが、それが妥当な数字かどうかというのを判断していただきたく審議会を設けるものでございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） そしたら、それを審査する委員会があるじゃないですか。ほんなら、所管の委員会はどないして考えておられるんですか、そのときに所管の委員会にそれを聞くという、審議してくださいと、こちらに能力がないということですか。僕は総務経済常任委員会の人でも十分能力があると思います。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 委員の中に議員さんも水道の利用者の一人として入っていただければ、意見も伺えてありがたいと思っています。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 反対討論させていただきます。

私、この議案に賛成すると、当局側にも十分それだけの能力があると確信していますし、執

行部側にも、ましてやその総務委員会、所管の委員会の人たちの能力も十分あると確信しています。

私、この議案に賛成するという事は皆さんの能力を否定することになると思うので、私はこの議案に対してはもう反対させていただきます。

○議長（荒尾典男君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時34分 休憩

14時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第35号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第35号について御説明申し上げます。

〔議案第35号朗読〕

今回の改正につきましては、産業医並びに水道料金審議会委員の報酬について新たに規定するものでございます。

別表第1中、識見を有する者のうちから選任された監査委員の次に産業医の区分を追加し、報酬の額を月額3万円と定め、また国民保護協議会委員の次に那智勝浦町水道料金審議会委員の区分を追加し、報酬の額を月額3,500円と定めるものでございます。

産業医につきましては、労働安全衛生法の規定により常時使用する労働者が50人以上の事業所において選任する必要があるもので、本町では町立温泉病院の医師をお願いしてきたところでございます。

しかしながら、本来産業医については第三者の立場で事業者と労働者の間に立って物事を公平に判断する必要があることなどから、町立温泉病院医師が自身の勤める事業所の産業医を兼ねることは好ましくないことであり、今回、産業医であった温泉病院の医師の退職に合わせて改めて東牟婁郡医師会所属の町内の医師をお願いすることとし、その報酬を定めるものでございます。

また、那智勝浦町水道料金審議会委員につきましては、先ほどの議案第34号で御可決賜りました那智勝浦町水道料金審議会条例第3条第2項に係る委員報酬について定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものと定めてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） この産業医の3万円というのは、この3万円の根拠、安いのか高いのかというのが全然分かりませんからこの根拠。

ほんで、この水道料金のやつも日額、ほかの人も日額、日額3,500円といたらあくまでも安い、だから1日せんと1回に数時間の予定をしてあるのか、この数字の根拠、高いのか安いのかというのがはっきり分かりにくいものですから教えてください。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、産業医の3万円という金額についてでございますが、今回、本町と同様に自治体で病院を設置している他市町村の状況を確認したところでございます。ほか近隣市町村を参考といたしまして、その参考の中で金額を3万円というような形で制定させていただいたところでございます。

あと、水道料金の審議会の委員の日額3,500円でございますが、本町では他の審議会なり委員報酬なりというようなところの金額につきましては3,500円というふうなことで定めているものがほとんどでございます。同じような形でその金額に合わせたものでございます。

あと、産業医の業務でございます。産業医につきましては、基本的には常時産業医という立場でその身分は持っていただくこととなりますが、安全衛生委員会というような委員会を開催してございます。こちらは副町長が安全衛生委員長という立場でございまして、年間に委員会を4回から5回ほど開催してございます。

あと、職場で多いケースがメンタルヘルスの今関係が職員の間でもかなりメンタル不調というようなケースが出ているような状況もございます。そのような中でメンタルヘルス研修を行

ったりとか、あとストレスチェック、そのような形のを安全衛生委員会というような委員会の中で協議してございます。その中で、産業医の先生にも入っていただいているいろんなことを指導いただいております。

また、メンタルヘルスの不調者につきましても、その中でどのような対応をするとかかそういうような点についてもアドバイス等を頂戴しているようなところでございます。

あとは、年に1度、役場とか各事業所の現場、事務所の安全体制等についてもチェック、産業医の目でチェックいただいているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 分かりました。

ほんで、この水道審議会の委員のこの日額3,500円、日額になってあるでしょう、これ1日審議してもらって朝から夕方までで3,500円ってあくまでも失礼でしょうと思うんです。

これはほかの協議会の委員の人も3,500円になってあるんですけれども、大体時間給で2時間ぐらい審議されやるのかなというのやったら妥当かなと思うんですけれども。

ほんで、ここの水道の審議会も3,500円、同じ料金に合わせてあるということは、まさか1日この金額でやってもらうということはないと思うんですけれども、大体どれぐらい1回の審議会を開催されるのか、時給で書くわけにいきませんから1回どれぐらいの時間を想定されてあるのかなと思ひまして。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 水道料金審議会の日程、時間ですが、大体半日、3時間ぐらいを想定しております。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第36号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第36号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） 議案第36号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

議案第36号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の資料について、新旧対照表及び関係資料をお配りさせていただいております。

説明につきましては、関係資料のほうで説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、関係資料の1ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正内容を記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内は、主な理由を説明したものでございます。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率を定めるもので、法改正に伴い、原動機付自転車の区分に新たに特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の区分が規定されます。

今回の改正は、同条第1号エに規定する三輪以上のものから特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に該当するものを除くよう改正を行うものでございます。

なお、この改正によりまして、特定小型原動機付自転車の税率につきましては同条第1号アが適用されるものとなります。

附則としまして、第1条で施行期日を令和5年7月1日と定めてございます。

第2条は、経過措置について記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すみません、教えてほしいんですけども、今はやってあるキックボードみたいなやつがありますよね、ナンバーの必要なやつですか、それもこれに該当するんですか。それ用なんですか。

○議長（荒尾典男君） 税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） 電動キックボード等についての御質問でございます。

今回、定められる特定小型原動機付自転車でございますけれども、原動機付自転車の区分の中に従来のものを一般の原動機付自転車、それから今回新たに設けられます特定小型原動機付自転車というものが定められます。特定小型原動機付自転車につきましては、全長が190センチ、全幅が60センチ以下、出力としまして0.6キロワット以下の電動のもので最高出力が20キ

ロメートル以下のものと定められております。一般に電動キックボードと言われているものになります。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第37号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第21、議案第37号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第37号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町介護保険条例（令和3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

説明は、別添の関係資料により説明させていただきます。

関係資料をお願いします。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等の保険料減免措置を実施する改正でございます。

当該減免措置につきましては令和2年度から令和4年度まで実施してまいりましたが、このたびコロナ感染症が5類に位置づけられたことを踏まえ、減免対象は令和4年度までといたします。

今回の改正は、令和4年度相当分の保険料がやむを得ない理由により令和5年度に納期限が設定された場合に限り、減免対象とするものでございます。

やむを得ない理由といたしましては、例えば転入等で令和4年度末に資格を取得したため納期限が令和5年度に設定された場合や、入院等により手続が遅れた場合等が考えられます。

続きまして、対象となる方についてでございます。

1、新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方。

2、新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(1)、(2)に該当する方。(1)事業収入等の減少が前年の収入額の3割以上であること。(2)減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の所得額が400万円以下であることとしてございます。減免額につきましては、1の方は全額、2の方は下記の計算式に当てはめた額となります。

なお、この減免による保険料は国の財政支援の対象となり、国の支援制度に合わせて規定するものでございます。

改正条例にお戻りください。

附則といたしまして、施行期日等は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。経過措置としまして、令和5年3月31日までに納期限が定められている保険料の減免については従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第38号 那智勝浦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第22、議案第38号那智勝浦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第38号那智勝浦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づきまして設置しております那智勝浦町子ども・子育て会議について定めたものでございます。

改正理由につきましては、こども家庭庁設置法施行に伴い、子ども・子育て支援法が定められておりました子ども・子育て会議がこども家庭審議会に置き換わることにより、関連する条文の削除、第77条の繰上げに伴う同法の引用条項の改正を行うものでございます。

また、今年度よりこども未来課が新設されたことに伴いまして語句の変更を行うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

改正の内容でございます。第1条中、第77条第1項を第72条第1項に、第2条中、第77条第1項各号を第72条第1項各号に、第7条中、福祉課をこども未来課に改めるものでございます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第39号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第23、議案第39号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第39号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正です。

説明につきましては、別添の関係資料により御説明させていただきます。

関係資料をお願いいたします。

1、改正の理由でございます。

児童福祉法に基づき、設備及び運営については条例で基準を定めなければならないとされてございます。国の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、本町の条例を改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1)自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認に係る規定第7条の3を追加するものでございます。事業所外での活動・取組等のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車、降車の際に点呼その他により、また送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合はブザー等の見落としを防止する装置を備え、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとする規定でございます。

次に、(2)懲戒権に係る権限の濫用の禁止についての規定第13条を削除するものでございます。民法及び児童福祉法における懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、国の基準が改正されたため、引用する規定を削除するものでございます。

次に、(3)厚生労働大臣からの移管に係る語句の変更でございます。児童福祉法の改正に伴いまして、第25条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

最後に、(4)第7条の3の追加に伴います経過措置でございます。令和6年3月31日までの間、ブザー等の装置の設置・使用に困難な事情がある場合には、車内の利用乳幼児の所在見落としを防止するための代替的措置を講ずることとして差し支えないとする規定を設けるものでございます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第40号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第24、議案第40号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第40号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、別添の関係資料により説明させていただきます。

関係資料をお願いいたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

特定教育・保育施設とは施設型給付費の支給の対象として認められる保育所、認定こども園、幼稚園、特定地域型保育事業とは地域型保育給付費の支給対象となります家庭的保育事業等で、これらの運営基準を定めたものでございます。

1、改正の理由でございます。

本条例は国の基準に基づき制定されておりまして、その基準が改正されたことから本町の条例を改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1)懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定第26条を削除するものでございます。民法及び児童福祉法における懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、国の基準が改正されたため、引用する規定を削除するものでございます。

(2)こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に係る規定の整理でございます。アに記載しております第4条から第52条関係につきましては、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴い、国の基準が改正されたため、本条例中第19条第1項を引用していた箇所を第19条に改正するものでございます。

イ、第15条関係につきましては、学校教育法第25条に項が追加されたことに伴い、国の基準が改正されたため、本条例第15条第1項第3号中第25条を第25条第1項に改正するものでございます。

次に、(3)第15条及び第44条関係につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う児童福祉法の改正により国の基準が改正されたため、本条例第15条第1項第4号及び第44条中厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

最後、(4)です。その他の語句の変更につきましては、第48条中、利用定員の定員を利用定員に改めるものでございます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第41号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第25、議案第41号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第41号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、関係資料により御説明させていただきます。

関係資料をお願いいたします。

1の改正理由でございます。

児童福祉法により、事業の設備及び運営につきましては条例で定めなければならないとされてございます。国の基準となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによりまして、本町の条例を改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。

自動車を運行する場合の利用者の所在確認に係る規定、第6条の3を追加するものでございます。事業所外での活動・取組等のために自動車を運行させるときは、利用者の乗車、降車の際に、点呼、その他利用者の所在を確実に把握できる方法により所在の確認をしなければならないとする規定でございます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第42号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第26、議案第42号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第42号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第42号朗読〕

次ページをお願いいたします。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び健康増進法が改正されたことに伴い、本町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説明いたします。

資料1 ページ目の第1条の2第1項につきましては、急速充電設備の定義を見直しするものでございます。急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備とし、充電対象の拡大と出力の上限を撤廃するものでございます。

また、変圧する機能を有する充電設備本体とコネクタ、充電ケーブルを収納する充電ポストで構成されるものを新たに分離型の急速充電設備として規定してございます。

次に、第1号及び第2号につきましては、充電ポストは変圧等の機能がなく出火の危険性が低いものであることから、第1号及び第2号の規定を適用しないとするものでございます。

第6号、第7号につきましては、コネクタを用いて充電することが明文化されたことによる字句の整理でございます。

第11号につきましては、分離型の急速充電設備に対応するため、手動緊急停止装置を速やかに操作できる箇所に設けることを明記したものでございます。

次ページの第12号及び第13号につきましては、字句の整理でございます。

第16号及び第17号につきましては、急速充電設備に内蔵する蓄電池のうち、主として保安のために設けるものについては該当しない旨を規定したものでございます。

次に、2ページ下段から3ページの第23条につきましては、喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいことにしたほか、禁煙または火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構または日本産業規格に適合するものとし、それに伴い別表7を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に施行期日を、第2項から第4項までは経過措置を記し

てございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第43号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第27、議案第43号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第43号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,640万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,057万円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額95億2,416万8,000円に補正額2億2,640万2,000円を追加し、計で97億5,057万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款9教育費までの補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業債について限度額を補正し、改正前の限度額の計12億2,976万2,000円に250万円を増額し、補正後の限度額の計を12億3,226万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ2億2,640万2,000円を増額をお願いしてございます。

6ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金2億1,327万6,000円を増額、地方債250万円の増額、その他969万5,000円の減額、一般財源は2,032万1,000円を増額となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は2,032万1,000円を増額で、計で33億8,032万1,000円とするものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額2億1,065万1,000円につきましては、この後、担当課より説明いたします生活支援臨時特別給付金事業や宿泊クーポン助成事業等に係る事業の財源とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

下の段の款22町債でございます。目7消防債、節1緊急防災・減災事業債で250万円を増額補正でございます。説明欄記載の築地地区津波避難施設整備事業に係る財源としてお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

こちらの9ページからは歳出となっております。それぞれ担当課より説明申し上げます。

また、14ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 防災対策室の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、節14工事請負費の補正額251万6,000円につきましては、説明欄記載の工事で、津波避難施設の建設予定地が民間駐車場敷地に一部がかかり、地質調査に取りかかると駐車場の奥側が使用不可となるため駐車台数が減少してしまうことから、敷地中央のブロック塀を撤去し駐車台数を確保するための工事でございます。

防災対策室の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課分です。

9ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目11諸費です。こちらは色川診療所分になります。補正額43万4,000円につきましては、マイナンバーカードの保険証利用に係るオンライン資格確認機器の導入とランニングコストをお願いするものです。令和5年4月よりオンライン資格確認の導入が原則義務づけられていますが、昨年度末まで今年度の医師の体制が見通せなかったため、今回補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲紀彦君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目11生活支援臨時特別給付金事業費、補正額1億389万7,000円でございます。本事業は国主導による事業で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金補助率10分の10を活用して実施するものでございます。

別添の議案第43号福祉課関係資料を御覧ください。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金でございます。物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担軽減を図る事業でございます。

まず、支給対象となる世帯でございます。世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯、もしくは令和5年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当となった世帯となります。

申請期間ですけれども、令和5年7月3日から10月31日を予定しております。

給付金額は、1世帯当たり3万円でございます。

予算書にお戻りください。

節3職員手当23万9,000円から節12委託料150万円までは、給付金事業に係る事務費、システム改修事業委託でございます。節18負担金、補助及び交付金9,600万円は、説明欄記載の給付金で、1世帯当たり3万円、3,200世帯分を見込んでおります。節22償還金、利子及び割引料446万1,000円は、令和4年度に実施いたしました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、1世帯当たりこちらは5万円の給付金事業に係る補助金で、額の確定に伴う返還金でございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係につきまして御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費で295万3,000円の補正をお願いしてございます。節3、節11、節12につきましては、昨年同様の勝浦湾での花火打ち上げを10月、11月にかけて2回開催するために必要な経費を計上してございます。節3職員手当等につきましては、同花火打ち上げ時における警備に当たる応援職員等の超勤手当についてでございます。節11役員費、補正額11万3,000円ですが、こちらにつきましては火薬類消費許可申請手数料や花火打ち上げ時のレクリエーション保険等を想定してございます。次の節12委託料、補正額430万円につきましては、勝浦湾での花火打ち上げに係る警備委託24万円、打ち上げ場所付近の警戒船業務として6万円、花火打ち上げ業務委託の400万円を計上してございます。その下、節18負担金、補助及び交付金、減額補正200万円についてですが、那智湾での那智勝浦町花火大会につきまして、さきの実行委員会におきまして波浪による中止リスク等を軽減するため、台船を使わず那智漁港突堤から打ち上げる形にするとの決定を受けまして、台船借り上げ経費相当を補助額から減額してございます。

次に、11ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節18負担金、補助及び交付金1億円は、新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業としまして、説明欄に記載の2件の事業に係る予算の補正をお願いするものです。いずれもこれまで同様、那智勝浦観光機構に補助金として交付し、事業を担っていただくことを想定しています。

宿泊クーポン助成事業費補助金9,500万円は、令和2年度より緊急経済対策事業の一環として実施しているもので、オンライン旅行会社を利用し宿泊クーポンを発行するとともに、クーポンを利用して町内の宿泊施設に泊まれた方に南紀くろしお商工会共通商品券を配布し、誘客と旅行消費の促進を図るものでございます。

なお、券種については、宿泊クーポンにつきましてはこれまで同様、3,000円、6,000円、9,000円の3券種を想定しており、商品券については1人1,000円分とする計画でございますが、国、県の施策、旅行者のニーズ等を捉えながら、効果的な時期を狙い事業を進めてまいりたいと考えてございます。

また、観光バス助成金交付事業費補助金500万につきましても令和2年度より実施しているもので、町内での平日宿泊を伴う団体旅行に対し、バス1台当たり最大5万円を助成することにより、団体客の誘客促進を図るものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3公立学校情報機器整備費補助金、補正額262万5,000円は、GIGAスクール端末保守と小・中学校ネットワーク保守に係るもので、補助金の交付決定により予算の補正を行うものです。

次のページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額969万5,000円の減額は、説明欄記載の中学校給食費で、今年度2学期より小学校、中学校ともに児童・生徒の給食費を無償化するに当たり減額するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました国庫補助金の交付決定に伴う財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、補正額305万円につきましては、説明欄に記載の学校給食栄養士派遣業務委託でございます。栄養士につきましては、昨年度途中に会計年度任用職員栄養士の退職補充のため募集をかけてきましたが、現在まで応募がない状況でございます。このたびの補正では、民間の給食会社に栄養士の派遣を委託し、人材確保を図るものでございます。

目2教育振興費、補正額1,535万4,000円は、説明欄に記載の学校給食費助成事業補助金でございます。この補助金につきましては、これまで第3子以降の給食費無償化事業と食材料費の高騰に伴う補助がございましたが、新型コロナの影響により疲弊した家計の支援と子育て支援のより一層の充実を図るため、今年度2学期より給食費を全額無償化するための補正予算をお願いするものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費につきましては、先ほどと同じ国庫補助金の交付決定に伴う財源内訳の変更でございます。

目2教育振興費、補正額28万円につきましては、小学校費と同様、2学期より給食費を無償化するためのもので、色川中学校分でございます。

目3、給食管理費、補正額261万4,000円の減額につきましては、先ほど御説明いたしました小学校費における栄養士の派遣業務委託を行うに当たり、不用となる会計年度任用職員栄養士の人件費、節1報酬から節4共済費までを減額するものでございます。

次のページをお願いします。

項4社会教育費、目5図書館運営費、補正額53万2,000円は、説明欄記載の図書館エアコン取替え工事でございます。当該エアコンにつきましては、2階の郷土資料室に設置されているもので、平成10年度購入、故障により修理不能であるため更新をお願いするものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番加藤君。

○9 番（加藤康高君） すみません、聞き間違えていたら申し訳ないんですけども、9 ページの企画費の花火大会の件です。

実行委員会、200万円のマイナスというのは那智湾の花火ということでお聞きしました。それ以外の勝浦湾でする花火、これは10月、11月って聞いた、それは日は決定していないのかどうか、私が聞き間違えて10月、11月にすると取ってしまったもので、それはまだ日が決まっていなくてあれば決まっていなくてオーケーなんですけれども、そこだけ教えてください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 先ほどの勝浦湾の花火の時期につきましては、10月、11月頃をめぐりに検討していくということでございます。お願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 9 番加藤君。

○9 番（加藤康高君） 最終確認。そしたらまた今後、その日についてはまたその実行委員会で決めて、いい日を設定して決定するというような形の理解でいいんでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 勝浦湾での花火打ち上げにつきましては那智勝浦町役場が主催となってまいりますので、町で実施時期についてまた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 3 番曾根君。

○3 番（曾根和仁君） 1 点だけ確認したいことがありまして、11 ページの観光振興費の宿泊クーポンの観光バスの助成ですが、金額的には特に問題はないんですが、これは今までも実施して非常に好評だったので今回も実施するというので、これ実施を重ねてくるとこれでいろんなデータが得られると思うんです、どういうお客さん、どういう地域から来られたとかどういものが好まれて買われたとかその辺のデータの蓄積とか分析も観光機構のほうにちゃんと指示をされているのか、それでまたデータを得られたら機構さんから当然担当課、そして町内の事業者にもお知らせするというそういうような体制を取っていただいたら一層いいと思うんですが、その辺がどうなっているか確認させてください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） クーポン使用に伴う観光客の動向についての御質問かと思えます。

オンライントラベルエージェントということでOTAの事業者を活用してございますので、そのあたりのデータにつきましてもOTA事業者から観光機構へのフィードバックというのがもちろんございます。御指摘のとおり、そうしたどういう状況であるかという情報につきましても観光機構のサポーター様、関係事業者様等と情報の共有を図って、今後の観光誘致に有意

義に活用してまいりたいと考えてございます。

観光バスにつきましても、どういった旅行会社へのアプローチの結果、どういった旅行が増えたかというデータ、これは観光機構のほうで直接的に把握してございますので、こちらについても今年度、来年度と営業活動をかけていくに当たってそうしたデータというのはもちろん活用していくことになるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 7 ページの新型コロナの創生臨時交付金、もうこれで最後なのか、あとまた幾らあるのか教えていただきたいと思います。

それと、8 ページの学校給食に係る経費です。これは大変ありがたいと思うんですけども、これに関係する補助金とかそういうのがあるのかどうか。実際にこれを1年分やるとしたら歳出のほうでどれぐらいの経費がかかって、もし補助金があるんでしたらどれぐらい補助金があるとかそういうことが分かればお願いしたいと思います。

それから、11 ページのコロナの地方創生臨時交付金、観光振興費に1億円余り予算を上げています、あまりにも単純ではないかなと。予算を入れて、ほんでそれを見ながらまた補正していくとかそういうことが考えられるのかなと思うんですけども、今回このまちなかのクーポンも出すということで安心したんですけども、ここには何もないんです。新聞で見て初めてこの1億円の予算がこんなかみみたいな話なので、これはこども未来課とかほかの福祉の関係の資料なんかのつけ方から見るとすごく不親切な、1億円の予算に対して不親切な気がするんですけども、そこらあたりはどのようにお思いなのかどうかを教えてください。

それと、この資料なんですけれども、地元クーポン券の割合です。これも状況を見ながらその時期にということなんですけれども、やっぱりどれぐらいの割合で出してくるとかある程度当初の、これは変わってもいいと思うんですけども当初の裏づけとなるような資料を頂きたいと思います。

もう一点、隣の町が指定管理で宿泊業をやっているんですけども、前に一般質問をさせてもらったんですけどもこれは今回抜けているのかどうか確認させていただきたいと思えます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 総務課の関係についてお答え申し上げます。

7 ページでございます。

こちらの中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。

今回、2億1,065万1,000円の補正ということで上げさせていただいてございます。3月の議会におきまして、こちらは既に1,460万9,000円の補正を頂戴してございます。あわせて、2億2,500万円余り、こちらが現時点で示されてございます交付金の限度額というような形になってございます。

すみません、今回予算化させていただいた部分で現時点で示させていただいております事業費総額全部でございます。今のところ全額予算化したものという形でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 学校給食費の無償化についての予算についてのお尋ねでございます。

まず、今回予算化させていただきましたのは2学期からの無償化ということで予算化をさせていただいております。

そして、これを年間で無償化した場合ですが、これは概算になりますが小学校費で約3,190万円、中学校費で約2,210万円、合わせて約5,400万円の概算の費用ということで見込んでおります。

そしてあと、それに係る補助金ということでございますけれども、現在国のほうで内閣官房の主宰することも未来戦略会議におきまして学校給食費の無償化に向けた検討が行われているところでございますが、今のところはまだ補助金ということでお話は出ておりません。

ですので、もしこれを来年度も続けていくとなると、今のところは一般財源で実施ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 先ほど宿泊クーポン事業、それから観光バス助成事業につきまして3点御質問をいただいたかと思います。

1点目が説明資料の不足ではないかということで、誠に申し訳ございません、この場で口頭にはなりますがおおむねの概要につきまして追加で説明させていただきたいと思います。

発行につきましては、おおむね3回の時期に分けて発行してまいりたいと考えてございます。まずは、7月上旬からお盆前までです、繁忙期を除いてお盆後期以降から9月末までにかけて、それから次は閑散期に入ってまいりますお正月明けから2月末まで、この期間を中心に検討してございます。

ただし、その期間において国の施策等が重複してくるような場合がございましたら、そこは機動的に変更も考えてまいりたいというふうに考えてございます。

発行枚数でございますが、年間を通じまして3,000円クーポンについては約2,500枚を想定しています。6,000円クーポンにつきましては2,900枚を想定してございます。9,000円券につきましては4,300枚、合計しまして9,700枚程度を想定してございます。宿泊クーポンについてはこのような想定をして検討してございます。

これにセットする1人当たり1,000円の商品券につきましては、御予約のある方のグループ人数、これがお一人旅なのか2人旅なのか3人旅なのかその辺で変動してまいりますのでその辺は想定としてはもう少しばくつとしたことになってしまいうんですが、昨年で言えば宿泊クーポン発行額のおおむね5分の1程度が商品券として利用いただいている、そういうような形になってございます。

宿泊クーポンでは昨年は7,500万円の予算中6,200万円程度が宿泊クーポン、残り1,200万円程度が商品券に係る経費ということでございました。おおむね1対5ぐらいの割合であったかなというふうに考えてございます。

あともう一点、次の質問でございますが、隣町の指定管理の施設が対象から抜けているのかどうかという御質問でございますが、こちらに関しては取扱いとしては我々のほうでその施設を抜きにかかるという立場ではないかなというふうに考えてございまして、昨年同様の状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 臨時交付金については、もうほぼ全額使っているということで分かりました。

この資料の出し方なんですけれども、今の説明なんです。なぜ、これは前回のときにも申し上げたと思うんです、3月の当初予算でしたか、そのときにも資料があまりなくてどういう事業なのか分かりやすく説明してくださいと申し上げたと思うんです。

今回もこの1億円の予算をただ2行で説明するというのは、ほかの福祉課なんかの関連の資料なんかを見ていると今説明していただいたような内容、こんなことを考えていますというのがちゃんと出ていますので、そこは資料を出していただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

それと、資料の中身ですけれども、昨年同様ということだったんですけれども、これはかなり効果を発揮していると思うんです、いいと思うんですけれども、だったらその成果をある程度、先ほども曾根さんもおっしゃっていましたがある程度こういう効果が上がっていますとかというの資料で欲しいんです、それで1億円の予算をかけさせてもらおうとそういうことになろうかと思うんですけれども。

それと、隣町の指定管理している宿泊業者が対象となっているんですね、まだ、その立場にないというのはどういうことなんでしょうか。その点をもう一度伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 本事業につきましては、あくまで観光で那智勝浦にお越しいただける方へのクーポンを通じた助成という形式を取ってございます。町内にある宿泊施設のどちらを選ばれるかということに関しましては、あくまで那智勝浦町を訪れる観光お客様の御判断に委ねておるといふ制度の設計になってございまして、その中でじゃらんのようにOTAを利用されている町内の宿泊施設として選択肢として残ってございますので、そちらを選択されるお客様を排除しに行くということが仕組みとしてなかなか困難であるというふうな考えでございます。

あと、クーポンの効果につきましては、口頭で申し訳ないですがお伝えさせていただきます。

クーポンの昨年1年間の利用件数は8,149件、泊数につきましては、人泊数につきましては

1万9,268人、クーポンを利用した予約の総額につきましては、お客様自己負担を含む総額です、2億5,726万9,772円ということでした。

クーポンを利用されたお客様の部屋単価につきましては約3万円弱でしたが、それ以外の方の単価と比較しますと約5,000円ほど客単価が伸びたというような形になってございます。

また、県内におきまして同期間の対前年度比宿泊実行件数が130%増ということでじゃらのほうからは聞いてございますが、那智勝浦町におきましては対前年度比168%ということで、伸び率としてはすこぶるよかったという状況でございます。

以上、補足で御説明させていただきました。

資料につきましては、前回御指摘いただいたにもかかわらず、今回、継続事業だったということで添付する形が取れなかったこと、大変申し訳ございません。次回以降、こういうことがないように対応してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 分かりました。

資料については、大変細かく説明していただいております。資料の提出をまたよろしく願います。

隣町の指定管理で宿泊業をやっている方が使うのはこちらに来られるお客さんなんですけれども、その施設を補助金で、町のお金で支援しているわけなんですよね。そこは隣の町の施設なんです。それは私はそこは納得がいけないんですけれどもそれはそれとして、あともう一点、このクーポンで利用できない施設もあるんです。じゃらんじゃないと使えない。町内の施設でじゃらんに登録していないところというのはあるんじゃないでしょうか。

そこはずっと漏れているんです。ほかのところは宿泊クーポンを使って大いに潤っているのに、もしそういう施設があったとしたら使えないということになります。そういう施設があるのかどうかお伺いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 全ての登録状況について把握しているわけではございませんが、じゃらのこういうクーポン事業を行うに当たりましては町内の事業者様にこの事業のほうの周知をさせていただきまして、登録のほうをいかがでしょうかというふうな御案内を差し上げたことがこれまでも事業の開始前には行わせていただいております。

実際、じゃらん以外のところを利用されているところもあろうかとは承知しております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 1点だけ、11ページの築地地区の施設の附帯工事なんですけれども、250万円ぐらいのやつです。附帯工事の内容と、今回繁忙期にはあそこの駐車場を開放してく

れて地域の人たちは物すごく喜んでいました、本工事には絶対あそこの立入りは禁止になるのは分かってあるんですけども、できるだけあそこの部分を開放していただきたいという地域住民の切なる思いをずっと聞いていますので、今回この工事に当たってそちらの部分のことはどのように考えているのかを聞きたいです。

○議長（荒尾典男君） 総務課防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

先ほどの築地地区津波避難施設整備（附帯）工事の内容でございますけれども、まず今の民間駐車場と町で購入した土地の間にブロック塀があります、そのブロック塀が延長で約55.7メートルありまして、まずそれを撤去いたします。それから、今の駐車台数を確保するために、その撤去後、言うたら駐車場の奥のほうが使用できなくなりますので、その分を確保するために……

〔「タイムズ」と呼ぶ者あり〕

タイムズのことです、はい。タイムズの駐車場の台数を確保する必要がありますので、そのタイムズの奥のほうの部分の部分を駐車場入って左側に確保していきたい、そのためにブロック塀を撤去するということと、そのために白線を引いたり今の白線を消したりというような工事でございます。

したがって、たまに繁忙期に開放させていただいているんですけども、その駐車台数が工事の間は減ってしまうということはあるんですけども、なるべく使えるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 具体的な工事がこれから本工事に向かって進んでいくのは内容的なものは聞いていないんですけども、先ほど言いましたようにできるだけ台数の確保のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） お答えいたします。

今回、まず建設場所が決定しまして、今後、詳細設計を行うまでには地質調査を行うことになるんですけども、その地質調査の前段としてまずブロック塀を撤去したいというところで、おっしゃられるとおり繁忙期の駐車場も確保していきたいというふうに考えて工事のほうで打合せしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありますか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 11ページの観光振興費の中の宿泊クーポンについてお聞きします。

これはコロナ関連の緊急経済対策支援事業みたいなことで多分クーポンを選ばれた、宿泊クーポン制度を那智勝浦町が選ばれたということだと思っておりますけれども、これはほかに検討は

なかったのか。

今、コロナの規制がだんだん緩くなってきて、宿泊関係のところもかなりお客さんが増えてきているところやと思うんです。これは何かの規制、お盆とお正月は抜くということだったんですけれども、例えばもう今の宿泊施設は多分金土日というのはかなりいっぱいだと思うんですけれども。だから、例えば何かの規定を入れなかったのかとかそういう検討はされていないのか、例えばコロナ関連の緊急対策支援だから宿泊施設はもうかなりコロナが終わって宿泊者数が増えてきているのでほかのことを検討していないのか、その辺を聞きたいんですけれども、すみませんけれども。

それともう一点、津波避難施設、これはタイムズに貸してあるからには図面が欲しかったな、あったら分かりやすかったと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、ほかに検討はなかったのかというところでございます。この交付金につきましては、2年度、3年度、4年度と続けてやってきてございました、その中で多様な事業を実施してきたところでございます。そのような中で、過去の実績に基づいてどの事業をやるかというところでこの事業、今回の一番本町で実績があったと考えられるこの宿泊クーポン、それから観光バス助成金等の事業、それから学校給食費に充てる事業等について選択したというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） クーポンの実行時期、そろそろ観光客の皆様も増えてきているのではないかとということで、時期について何か策はという御質問かなと思っておりますが、時期につきましても最初に申し上げましたとおり繁忙期はここは除いていきたいというふうには考えておるんですけれども、現時点では土日を対象外にするとかというところまではまだ踏み込んで考えてございません。

ただ、御指摘のとおり、今後従来であれば閑散期であったお盆以降であるとか9月の連休以外の時期であるとかそうした時期でも多数のお客様が特に施策を打っていない状況でも大勢お越しいただけるといような状況を見た際には、御指摘のあったような土日についてもその後の時期については対象にするのかどうなのかというところも含めて検討課題かなというふうには認識してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） お盆を抜いても、現場は8月の終わりというのは子供が夏休みが終わるまでにどこかへ連れていこうって結構忙しいと思うんや。だから、もうちょっと検討余地もあると思うし、もっと宿泊業者だけがコロナで痛手を受けてあるわけじゃないさかい、クーポンも必要だと思う、だからその辺を検討せんかったらあかんのと、聞くんやけどじゃらんのやり

取りができませんからといって民宿さんとかでも手を引いたところもあるさか、これは宿泊業者全般にちゃんと回るような何かをもうちょっと考えてほしかったなと思うんです。

だから、その辺をもうちょっと考えんかったら、今までのクーポンを出したのはコロナの影響があつて本当に宿泊者数が減つてあつたからいいと思うんやけれども、これから増えてくるに当たってクーポンが必要なんかってもう一回考える必要があるんやと思うんですけれども。

一応こういうふうに予算立てしてこういうふうにしてあるんやけれども、その辺をもうちょっと検討するべきじゃないんかと思うんです、その辺はどうなんですか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） その他のOTAにつきましてもお見積りをいただくとかどのような内容なのか、そうしたことの調査につきましては担当のほうにおきましてもそういう調査についてはさせていただいております。その中において判断させていただいていくということであると認識してございます。

より有利というか実効性のある形で進めてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

総務課防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） すみません、先ほどの11ページの築地地区津波避難施設整備（附帯）工事の関係の資料の件でございます。

今後、分かりやすい図面と内容の分かる資料を添付させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第44号 令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第28、議案第44号令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第44号令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

〔議案第44号朗読〕

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、補正予定額37万1,000円につきましては、節6旅費12万6,000円、節23報酬24万5,000円、先ほど議案第34号で御可決いただきました水道料金審議会委員に係る費用の増額補正をお願いするものでございます。審議会最大7回分を予定して増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） いや、先ほどの議案で反対したけどいつまでも反対するわけでもないんですけれども、民主主義の世の中、こっちの方向が選ばれた以上、そっちの方向で最善の方向に行ってもらえればと思いますので。

私もこの先ほどの3,500円ですか、10人で3万5,000円で大体7回ぐらいかなという審議会の日にち、回数です。ほんで、この上の12万6,000円ですか、この旅費、どんなところへ視察に行かれるのか、ある程度戦略とか頭にあると思うので有意義なところに行っていたきたいというのがありますし教えていただきたい。

ほんで、そのときの費用弁償というのは、これは1泊2日で行くんやったらここでも2日ぐらい要るかなと考えたんですけれども、そんなことはないんですね。そしたら、またこの報酬、その日の報酬というのは増えてくるんじゃないですか。

その審議会がスムーズに進むように、当然関係資料、説明する資料があるでしょう、後からこういう資料を出してくれて審議委員に言われる前に、もう大体言われるようなことを課長は把握できるでしょう、もう言われたらすぐに出せるように、なるべく審議会がスムーズに、もうこの予算で答申が出るように、今後またこの結果が、答申が出やんとまた引きずるようなことのないように資料の準備を十分していただきたい。どうですか。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 御説明申し上げます。

節6旅費12万6,000円の内容でございますが、和歌山県内日帰りの1名分の旅費7回分を有識者の方に来ていただくのに旅費として上げております。その方の交通費でございます。

そして、1回目に委員会を開きまして、那智勝浦町の水道の状況説明と委員の方の顔合わせという形で終わりたいと思います。それで、次の開催日程とかその後の予定をそのときに決めたいと考えております。

それで、最大7回、5回で終わる場合もありますしもっと短くなる場合もあると思います。最大長引いてもいいように7回分の予算を想定してお願いしております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） すみません、速やかにスムーズに審議ができるように、もう当然課長、審議会で提出願う資料とかそういうのはもうある程度把握できるでしょう。もうそういうところの万全の準備を整えてスムーズにちょっとの開催で終われるように準備して、これはあくまでお願いですけれどもそうしてください、よろしくお願いします。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 委員の必要とするあらゆる資料を事前に用意して、なるべく開催回数が少なくて答申が出るように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第45号 町道の路線一部廃止について

○議長（荒尾典男君） 日程第29、議案第45号町道の路線一部廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君）

〔議案第45号朗読〕

配付させていただいております関係資料A 4判縦置きの地図を御覧ください。

赤色と緑色に着色したところが、現在の町道大浦1号線でございます。

そして、右下の青色部分が太地町方面に向かう和歌山県が建設しました自転車道の一部でございます。

令和元年7月に和歌山県が建設しました赤色部分から右下青色部分の太地町方面に向かう道路を県道太地新宮自転車道として供用が開始されたことにより、和歌山県と協議を行いましたところ、自転車道を和歌山県が既に県道として管理していることから、重複しております赤色部分、延長617メートルの区間を町道から外すこととなりましたので、今回、赤色部分の町道廃止をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、さらに審議を深める必要があるため、総務経済常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、議案第45号は総務経済常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第31 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第30、諮問第1号人権擁護委員の推薦について及び日程第31、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について一括して御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、同法第6条において市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。

現在、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております、令和5年12月31日に2名の方が任期を迎えることとなっております。

大江政典氏におかれましては、令和5年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き推薦いたしたくお諮りするものでございます。

大江氏は、平成28年3月まで那智勝浦町職員として奉職され、その間、町人権尊重推進委員会事務局長、福祉課長を歴任されました。長年の行政経験に加え、人権擁護に理解が深いことから、平成30年1月に人権擁護委員に委嘱され、現在まで人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところでございます。今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

続きまして、諮問第2号について御説明申し上げます。

〔諮問第2号朗読〕

村田美織氏におかれましては、令和5年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き推薦いたしたくお諮りするものでございます。

村田氏は、平成28年3月まで本町の保育士として勤務され、平成25年度からは保育所長として本町の幼児保育・教育に携わってまいりました。長年にわたり保育士として保護者や児童との関わり、子供たちの成長を支えられました経験から、平成30年1月に人権擁護委員に委嘱され、現在まで人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところでございます。今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、2名の方につきましては、今回議会の御同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は令和6年1月1日から3か年となる予定でございます。

説明は以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 諮問第1号及び諮問第2号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

諮問第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時37分 散会